

マップ2020

G 広野町

防災マップ



災害から身を守るために
「自助」「共助」「公助」



町民の皆様へ



東日本大震災および原子力災害から9年余りが経過しました。この大震災により、本日に至るまで尊い命を亡くされた方々に対して、深く哀悼の意を表しますとともに心よりご冥福をお祈り申し上げます。現在において避難生活を余儀なくされている皆様に衷心からお見舞いを申し上げます。

東日本大震災では、震度6弱の激しい揺れが広野町を襲い、推定9メートルの巨大津波により、多くの家屋が倒壊、流失し、道路や上下水道などのライフラインも壊滅的な被害を受けました。

町は震災を経て、災害に強い町づくりに向けて様々な施策を講じてきました。災害・避難情報等を的確に伝えるため、防災行政無線のデジタル化、緊急速報メールの運用開始、役場屋上にLED防災情報表示システムを整備、広野駅東口と西口を結ぶ歩道橋で非常時に避難経路として位置づけをしている町道広野駅未来線（未来のかけ橋）の供用開始、住民参加による津波避難訓練を含めた各種防災訓練の実施、広野町地域防災計画の修正、消防団体制強化のため、消防車両の配備、消防屯所の改修を行いました。

これまでの防災協定に加え、津波災害時に「広野みらいオフィス」を一時避難場所施設として利用できるよう清水建設株式会社東北支店と「津波時における一時避難施設としての使用に関する協定」を締結、災害発生時においてドローンにより迅速に被災状況を把握することを目的に、株式会社 大和田測量設計と「災害発生時における無人航空機による情報収集活動（撮影等）に関する協定」を締結、双葉地方広域市町村圏組合消防本部及び株式会社 JERA 広野火力発電所と町が相互に連携し、Jヴィレッジ、町内の中高層ビル等において火災が発生した場合に対応すべく消防活動を行うため、「災害時における消防活動支援に関する協定」を締結しました。

東京パワーテクノロジー株式会社と覚書を締結し、町内の公共施設等に簡易地震計を設置することにより、地震発生時に建物の危険度を判定し、利用者の安全や施設での事故防止を図る実証実験に取り組んでいます。昨年の台風や記録的豪雨においては、小滝平浄水場の大規模改修により、安全な良質の水の確保を成し得ました。排水路整備により、床上・床下浸水、土砂崩れ等の被害を最小にとどめました。

地域防災の基本は、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」、行政施策としての「公助」であり、町民の皆様の主体的な行動が重要です。災害から身を守るためにには、日ごろから防災の重要性を認識し、町民一人ひとりが防災意識を持つことが大切であり、災害がいつ起きても対処できるように対策を考えておく必要があります。

「広野町防災マップ」は、風水害、土砂災害、地震、津波、原子力災害から全ては町民の生命および財産を守るため、町内の危険箇所、災害時の避難所並びに避難経路など多くの防災情報をわかりやすく掲載した総合的な防災マップです。家庭や地域において災害に対する備えとして、町民の皆様の防災・減災の行動規範の手順書として活用して頂きたいと存じます。

何卒、よろしくお願ひ申し上げます。

令和2年3月 広野町長 遠藤 智

索引

町民の皆様へ・索引	1	非常時持出品の準備&チェック	18
特別警報をご存知ですか？	2	ハザード情報について	19
避難行動ガイド①②	3・4	指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所一覧	20
要配慮者・避難行動要支援者への支援について	5	広野町全体図	21・22
風水害対策	6	中心部拡大図	23・24
「洪水」を知る	7	詳細図 No.1	25・26
土砂災害情報について	8	詳細図 No.2	27・28
地震対策について 地震発生！そんなときどうする	9	詳細図 No.3	29・30
津波対策	10	詳細図 No.4	31・32
原子力災害	11・12	詳細図 No.5	33・34
原子力災害時避難先ルートマップ	13・14	詳細図 No.6	35・36
火災対策について 火災発生！そんなときどうする	15	詳細図 No.7	37・38
わが家の「防災・緊急情報」メモ	16	行政、学校、ライフライン連絡先	卷末
わが家の防災対策&チェック	17	気象や災害・防災に関するリアルタイム情報	

発行：広野町 【問い合わせ：環境防災課 TEL 0240-27-2114】

制作：著作：株式会社ゼンリン福島サービスセンター（問い合わせ：TEL 024-523-4815） 作成2020年3月

詳細図：この地図は、広野町長の承認を得て、1/2,500広野町都市計画図、1/10,000広野町全図を使用して調整したものである。（元広建第888号）

全体図・原子力災害時避難先ルートマップ：「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の50万分1地方図、2万5千分1地方図、及び電子地形図25000を使用した。（承認番号 平29情使、第444-1366号）」

特別警報をご存知ですか？

特別警報は、大規模な災害の発生が切迫していることをお知らせする新しい警報です。
普段からの備えと早め早めの行動があなたや身近な人の命を守ります。

特別警報の発表基準

現象の種類	基 準		
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合		
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	
高潮		高潮になると予想される場合	
波浪		高波になると予想される場合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)		
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(噴火警戒レベル4以上)及び噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)		
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)		

表中の“数十年に一度”的現象に相当する降水量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表しています。

特別警報が
発表されたら

- 尋常でない大雨や暴風等が予想されています。
- 重大な災害が起こる可能性が非常に高まっています。
- ただちに身を守るために最善を尽くしてください。

命を守るために情報の収集に努めてください

特別警報は、自治体や報道機関を通じて伝えられます。テレビやインターネット、自治体から発信される情報の収集に努めてください。



テレビ・ラジオ



気象庁ホームページ



防災無線・広報車

- 「特別警報が発表されない」は「災害が発生しない」ではありません。
- これまでどおり注意報、警報、その他の気象情報を活用し、早めの行動をとることが大切です。
- 普段から避難場所や避難経路を確認しておきましょう。

※気象庁HPより一部を抜粋して掲載

「特別警報」については、
気象庁HPに詳細が
掲載されていますので、
ご確認ください。

気象庁

〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4

電話:03-3212-8341 FAX:03-6689-2917 (耳の不自由な方向け)

気象庁ホームページ

<https://www.jma.go.jp>



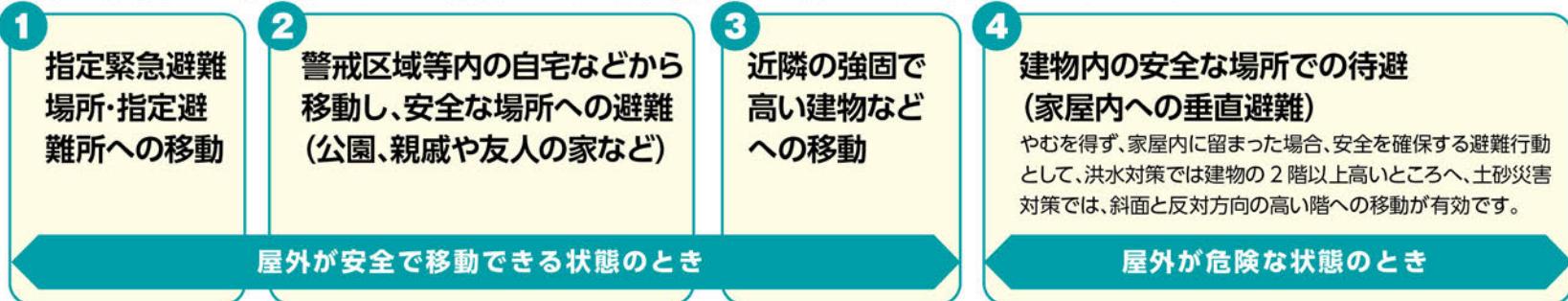
特別警報について

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/>

避難行動ガイド①

避難とは・・

避難は、災害から命を守るために行動であり、避難行動には次のような方法があります。



避難行動に関しての行政発令の種類と、住民の皆さまの対応

避難勧告などは、災害の種類ごとに避難行動が必要な地域を示して発令しますが、地域やご家庭などの事情によって、「避難勧告」を待たずに避難が必要と考えられる場合は、「**自主避難**」をお願いします。

区分	立退き避難など住民の皆さまの行動
災害発生情報	既に災害が発生している状況であり、命を守るために最善の行動をとる。 町が災害発生を把握していない場合もあり、必ず発令されるものではないことに留意する。
避難指示(緊急)	避難勧告を行なった地域のうち、立退き避難がまだの人は、立退き避難する。 立退き避難することが、かえって危険と判断される場合は、屋内で安全を確保する。
避難勧告	非常時持ち出し品をもって、立退き避難をする。
避難準備・高齢者等避難開始	気象情報に注意を払い、立退き避難の必要について考える。 立退き避難が必要と判断する場合は、その準備と立退き避難をする。 要配慮者(障がい者や高齢者で避難行動が困難な人)は、この段階で立退き避難をする。

※「**自主避難**」とは、・・避難勧告などを待たず、自主的に地区集会所、親戚や友人の家などの安全な場所へ避難することです。その際は、出来るだけ必要な食糧、飲物、日用品などを持参するようにしてください。

※雨が降り続いているら、テレビ・ラジオ・スマートフォン・パソコンなどで最新の気象情報を入手しましょう。特に、河川氾濫の浸水想定区域や土砂災害警戒区域にお住まいの方は、自分で早めに判断し、「危ない」と思ったら、直ちに危険な区域から離れる行動(**自主避難**)することが命を守ることになります。



避難の際には、ご近所にも声をかけあい、地域で協力し合う避難を心がけましょう。



お年寄りや体の不自由な方などの避難に協力しましょう。



大雨のとき

土砂災害警戒区域の地区に対して、町が設定している基準に達した場合に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報を発令します。また、避難準備・高齢者等避難開始が発令されずに避難勧告、避難指示(緊急)が発令される場合もあります。

特に土砂災害警戒区域にお住まいの方は、早め早めに判断をして、「危ない」と思ったら、直ちに危険な区域から離れる自主避難をすることが命を守ることになります。



地震のとき

大きな地震やそれに伴う余震により家屋が倒壊し、又は倒壊するおそれがあるときに避難勧告、避難指示(緊急)を発令します。

※直ちに避難所を開設するよう努めますが、災害の規模により時間がかかる場合があります。



火災のとき

大規模な延焼拡大のおそれがあるときに避難勧告、避難指示(緊急)を発令します。



その他

その他災害が発生するおそれがあるときに避難勧告、避難指示(緊急)を発令します。

避難行動ガイド②

住民の皆さまが、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、自主的な避難を行うために、広野町・国・都道府県では防災情報を5段階の警戒レベルにより提供します。日頃からいざという時に備えて、災害時の取るべき行動の確認をお願いします。

5段階警戒レベルについて



それぞれの警戒レベルに相当する情報を、**早めの避難行動の判断**に役立ててください。
広野町(市町村)からの**避難勧告等の発令**に留意するとともに、避難勧告等が発令されていないとも**自ら避難の判断**をしてください。
警戒レベル5の状況では災害が発生して避難できなくなることから、**警戒レベル3や4の段階で避難することが重要です。**

水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階^{※1}に整理しました。

<避難情報等>

警戒レベル	避難行動等	避難情報等	【警戒レベル相当情報(例)】
警戒レベル 5	既に 災害が発生 している状況です。 命を守るための最善の行動 をとりましょう。	災害発生情報^{※2} ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令 (広野町が発令)	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
警戒レベル 4 全員避難	速やかに避難先へ避難 しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急)^{※3} ※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令 (広野町が発令)	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル 3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその 支援者は避難 をしましょう。その他の方は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・ 高齢者等避難開始 (広野町が発令)	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、 自らの避難行動を確認 しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)	これらは、住民が自動的に避難行動をとるために参考とする情報です。
警戒レベル 1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)	

(国土交通省、気象庁、都道府県が発表)

※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。 ※内閣府「警戒レベルに関するチラシ」より抜粋

Q&A

質問1)防災気象情報は出てるけど、避難情報が出てないときはどうすればいいの?

⇒市町村は、様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が、同時に発令されるわけではありません。**自らの命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとってください。**

質問2)避難指示(緊急)は、避難勧告と同じ警戒レベル4に位置付けられたけど、考え方方が変わったの?

⇒**避難指示(緊急)**は、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されるもので、**必ず発令されるものではありません。**
避難勧告が発令され次第、**避難指示(緊急)を待たずに速やかに避難**をしてください。

質問3)洪水で「警戒レベル4相当情報」が既に出ていたり、土砂災害で「警戒レベル3相当情報」が出たけど洪水のレベルも4から3に下がったということなの?

⇒洪水の危険性が4から3に下がったわけではありません。洪水は4のままで、土砂災害の3が追加されたのであり、**その地域は洪水と土砂災害、両方の災害を警戒する必要があります。**

【警戒レベル5】では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。

要配慮者・避難行動要支援者への支援について

災害が発生したときは、高齢者や心身に障がいのある人、子どもや妊婦などの要配慮者の方には特別の配慮が必要です。身近にいる要配慮者の方々への手助け、心くばりを心がけてください。

要配慮者・避難行動要支援者とは？

高齢者や障がい者、傷病者、乳幼児、外国人など、災害発生時に何らかの支援が必要な人を要配慮者・避難行動要支援者といいます。

対象となる方は

- 介護・支援が必要な高齢者
- 知的障がいのある方
- 肢体不自由のある方
- 精神の障がいのある方
- 内部障がいのある方
- 妊産婦、乳幼児
- 視覚に障がいのある方
- 保育園児・小学生
- 聴覚に障がいのある方
- 日本語が不自由な外国人
- 音声・言語機能障がいのある方
- 災害時負傷者、帰宅困難者、旅行者

避難行動要支援者

広野町では、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、特に支援を必要とする方々を『避難行動要支援者』として把握し、支援する体制の構築を目指しております。

- ①70歳以上の世帯員
 - ②要介護認定3～5を受けている者
 - ③身体障害者手帳1級～2級を所持する者
 - ④療育手帳Aを所持する知的障がい者
 - ⑤精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- その他、特別な事情で支援を希望する者
(日本語に不慣れな外国人、難病者、重度心身障がい者、妊産婦等)



避難支援等関係者による支援

災害が起きた際の避難勧告や避難指示があった時、避難支援等関係者による避難支援（災害に関する情報を伝えてもらったり、一緒に避難するなどの支援）や安否確認が行われます。

ただし、避難支援者が被災するなどにより、支援を受けられない場合もありますので、確実な避難を約束するものではありません。

風水害対策

大雨や強風は、わたしたちに何度も大きな災害をもたらしています。
ふだんから気象情報に十分注意し、避難の際もみんなで協力しましょう。

大雨情報をキャッチ! こんなときのわが家の安全対策。

まずは、
確実な情報が大事
その次に迅速な対応



大雨注意報・警報の発表基準

大雨注意報

大雨によって災害が起こる
おそれがあると予測される場合。

大雨警報

大雨によって重大な災害が起こる
おそれがあると予測される場合。

雨の強さと降り方

(1時間雨量:mm)

10以上~20未満	20以上~30未満	30以上~50未満	50以上~80未満	80以上~
やや強い雨 雨の音で話し声がよく聞き取れない。	強い雨 ワイパーを速くしても見づらい。側溝や下水、小さな川があふれる。	激しい雨 山崩れ、がけ崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要。	非常に激しい雨 マンホールから水が噴出する。土石流が起こりやすい。多くの災害が発生する。	猛烈な雨 雨による大規模な災害の発生する恐れが強く、厳重な警戒が必要。

風の強さと吹き方

(平均風速:m/秒)

10以上~15未満	15以上~20未満	20以上~30未満	30以上~
やや強い風 風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。	強い風 風に向かって歩けない。転倒する人もいる。	非常に強い風 何かにつかまつないと立つていられない。飛来物によって負傷するおそれがある。	猛烈な風 立っていられない。屋外での行動は危険。樹木が根こそぎ倒れはじめる。

竜巻から身を守る

竜巻の発生・接近を確認した時の退避行動

屋内の退避行動



雨戸、窓、カーテンを閉める。
建物の中心部に近い安全な部屋に移動する。

屋外の退避行動



屋内に退避する。

—大雨や雷に遭う可能性も高いので、早めに退避!
—人が集まる屋外行事、テントの使用、高所・クレーン・足場等での作業をしている場合は、早めに避難!

出典: 気象庁リーフレット「竜巻から身を守ろう! ~自ら身を守るために~」
(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/tatsumaki201408/index.html>)
を一部抜粋して作成しています。

気象庁

〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4

電話: 03-3212-8341 FAX: 03-6689-2917(耳の不自由な方向け)

気象庁ホームページ <https://www.jma.go.jp>

集中豪雨

集中豪雨は、限られた地域に、突然的に短時間に集中して降る豪雨で、梅雨の終わりごろによく発生します。
発生の予測は困難で、中小河川の氾濫、土砂崩れ、がけ崩れなどによる大きな被害をもたらすことがありますので、
気象情報に十分注意し、万全の対策をとることが必要です。

- テレビ・ラジオなどの気象情報に注意する。
- 町や防災関係機関の広報をよく聞いておく。
- 停電に備え懐中電灯や携帯ラジオを用意する。
- 非常時持出品を準備しておく。
- 早く帰宅し、家族と連絡を取り、非常時に備える。
- 飲料水や食料を数日分確保しておく。
- 浸水に備えて家財道具は高い場所へ移動する。
- 危険な地域では、いつでも避難できるよう準備をする。

つねに気象情報には、
注意して
おきましょう!



地下道(アンダーパス)に注意!

アンダーパスとは、道路や鉄道など立体交差する場合、その下を通る地下道をいいます。大雨・洪水などにより、アンダーパスの道路は真っ先に浸水してしまいます(普通車の場合、約30cmの浸水で走行が困難)。アンダーパスのある場所では、無理せずに迂回しましょう。

「洪水」を知る

以下の情報を参考に、洪水時における対応についてあらかじめ確認しておきましょう。

洪水とは、豪雨によって河川の水量が急激に増加し異常な流量になることをいいます。堤防が破堤したときには、水の力は非常に強いので避難の時期を誤らないよう早めの対応が必要です。

外水はん濫



大雨などによって、川の水が増え、水かさが上がり始めます。



堤防いっぱいまで水が増えると、堤防に水の圧力がかかり始めます。



水が増え、水の力に堤防が耐えられなくなり堤防の一部が崩れ始めます。



崩れた場所を通り、勢いよく水が流れ出し、家等に襲いかかります。

内水はん濫



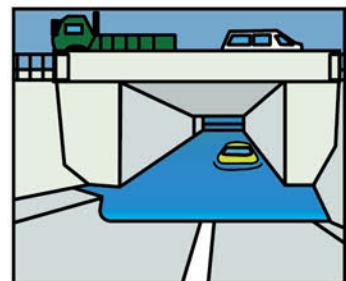
街などに降った雨は、下水道などを通って川に排水されます。



大雨が降ると川の水位があがり、排水されにくくなり、下水道などがあふれてしまいます。



大雨が降ったとき、道路の側溝にゴミなどが詰まり、排水されずに道路が冠水します。



高速道路や鉄道の高架下など道路が低くなっている所に、雨水がたまり冠水します。

通常の水位上昇

長雨による洪水の発生過程

雨の降り始めの状態で見ると、地表面へと降った雨は、地中へと浸透していきます。その後、地表面が飽和した状態になると、雨は地表面を流れ出します。なお、雨が地表面を流れ出すまでの時間は、地表面がどれだけ水分を含んでいるかによって変わります。また、河川の水位は、ゆっくりと上昇します。



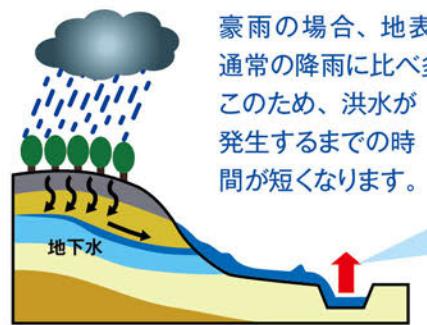
雨の降り始めは、雨水が地中へと浸透していきます。その後、地表面を流れ出します。

河川の水位は、ゆっくりと上昇します。

急激な水位上昇①

集中豪雨による洪水の発生過程

短時間に集中的に降る雨による洪水の発生過程は、通常の降雨状態と様相が異なります。豪雨時には、地中へ浸透する雨の量よりも地表面を流れる雨の方が多いため、通常の降雨状態に比べて、洪水が発生するまでの時間が短くなります。また、河川水位も急に上昇する傾向にあります。



豪雨の場合、地表面を流れる雨の量が、通常の降雨に比べ多くなります。

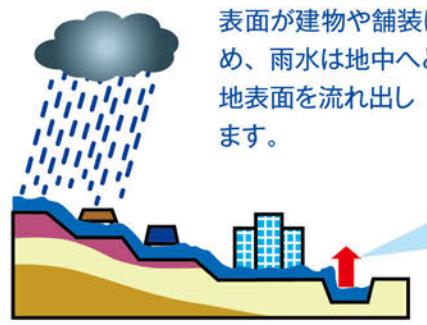
このため、洪水が発生するまでの時間が短くなります。

河川の水位は、通常の降雨状態に比べ、急激に上昇します。

急激な水位上昇②

都市部による洪水の発生過程

地表面の状況が人工的に変化すると、洪水の様子にも大きな影響を与えます。例えば、森林や水田が宅地に変わったり、地表面が建物や舗装によって覆われることによって、雨水の地中への浸透がなくなったりするため、降った雨のほとんどが短時間で川に達します。



表面が建物や舗装によって覆われているため、雨水は地中へと浸透せず、地表面を流れ出します。

洪水は短時間で発生し、河川の水位も急激に上昇します。

土砂災害情報について

土砂災害警戒情報が発表されていなくても、ふだんと異なる状況「土砂災害の前兆」に気付いた場合には、直ちに周りの人と安全な場所へ避難してください。日ごろから危険箇所、避難場所、避難経路を確認しておくことも重要です。

土砂災害の種類

がけ崩れ

地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。がけ崩れは突然起きるため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く、被害者の割合も高くなっています。



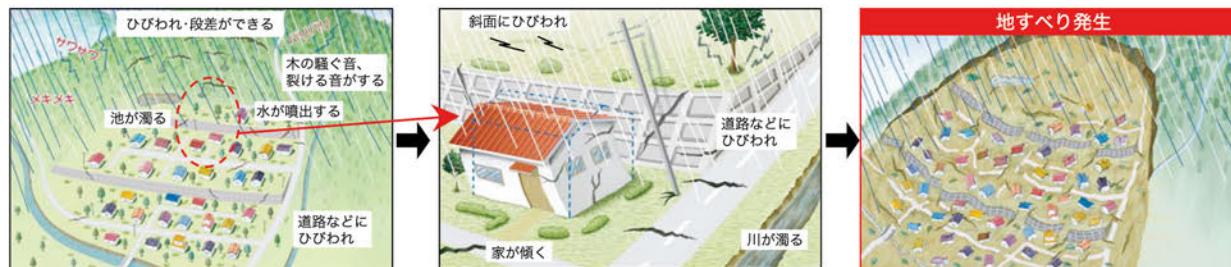
土石流

山腹・川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されることをいいます。その流れの速さは規模によって異なりますが、時速20~40kmという速度で一瞬のうちに人家や畠などを壊滅させてしまいます。



地すべり

斜面の一部あるいは全部が、地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象をいいます。一般的に移動土塊量が大きいため、甚大な被害を及ぼします。また一旦動き出すると、これを完全に停止させることは非常に困難です。



※上記は一般的な前兆現象です。すべての場合において必ず起きるというものではありません。ふだんと違い、少しでも身に危険を感じたら避難するようにしましょう。

土砂災害警戒情報とは

土砂災害警戒情報は、大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、市町村長の避難勧告等の判断を支援するよう、また、住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表しています。

土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、特に早めの避難が重要です。お住まいの自治体からの避難に関する情報に留意するとともに、土砂災害警戒情報を自主避難の参考にしてください。土砂災害警戒情報が発表されたときは、対象市町村内で土砂災害発生の危険度が高まっている領域を土砂災害警戒判定メッシュ情報(気象庁HP)でご確認ください。周囲の状況や雨の降り方にも注意し、危険を感じたら躊躇することなく自主避難をお願いします。

危険箇所内の重要性の高い箇所について

土砂災害防止法に基づき、福島県が計画的に基礎調査を実施し、危険箇所内の重要性の高い箇所について、「土砂災害特別警戒区域」と「土砂災害警戒区域」の指定及び見直しが行われています。

土砂災害警戒区域 (通称:イエローゾーン)

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を整備すべき区域。

土砂災害特別警戒区域 (通称:レッドゾーン)

土砂災害警戒区域のうちで、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。この区域内では、特定の開発行為に対する許可制や、居室を有する建築物の構造規制等が行われます。

地震対策について 地震発生！そんなときどうする

地震発生時の時間経過別行動マニュアル

地震
発生

2~5分

5~10分

10分~半日

半日~3日

とにかく自分の身を守ろう！

● 地震だ！まず身の安全

大きな揺れを感じたり、緊急地震速報を受けたら、まず身を守り、揺れがおさまるまで待ちましょう。



しっかり火の始末で、火災防止！

● 大揺れがおさまった

台所やストーブなど火の始末をしましょう。避難の時は、電気のブレーカーを下ろし、ガスの元栓を閉めましょう。



わが家の安全の確認、確保！

● 火の始末のあと

家族の身の安全を確認、確保し、災害情報、避難情報を入手しましょう。また、避難可能な出口も確保しましょう。

隣近所の安否確認、助け合い！

● 外に出たあと

家の家具の下敷きになった人の救出や、消火活動を隣近所で協力して行いましょう。



2、3日は自分でしのぐ！

● 避難後、数日間

地震発生後の数日間は、水、食料に加え、電気などの供給が途絶えます。この間、日頃から、生活必需品（非常用品）を準備し、自分でしのげるようにしておきましょう。



屋内にいた場合

家中

- 揺れを感じたら、身の安全を確保し、すばやく屋外の安全な場所へ避難する。
- 揺れがおさまったら火の確認はすみやかに（コンセントやガスの元栓の位置も忘れずに）。

デパート・スーパー

- カバンなどで頭を保護し、ショーウィンドウや商品などから離れる。柱や壁ぎわに身を寄せ、係員の指示を聞き、落ち着いた行動をとる。

集合住宅

- ドアや窓を開けて避難口を確保する。
- 避難にエレベーターは絶対に使わない。炎と煙に巻き込まれないように階段を使って避難する。

劇場・ホール

- カバンなどで頭を保護し、座席の間に身を隠し、係員の指示を聞く。あわてずに冷静な行動をとる。



屋外にいた場合

路上

- その場に立ち止まらず、窓ガラス、看板などの落下物から頭をカバンなどで保護して、空き地や公園などの安全な場所に避難する。
- 近くに空き地などがないときは、周囲の状況を冷静に判断して、建物から離れた安全性の高い場所へ移動する。
- ブロック塀や自動販売機などには近づかない。
- 倒れそうな電柱や垂れ下がった電線に注意する。



車を運転中

- ハンドルをしっかりと握り、徐々にスピードを落とし、緊急車両等の通行スペースを確保し、道路の左側に止め、エンジンを切る。
- 揺れがおさまるまで冷静に周囲の状況を確認して、カーラジオで情報を収集する。
- 避難が必要なときは、キーはつけたまま、ドアロックもしない。車検証などの貴重品を忘れずに持ち出し、徒歩で避難する。

海岸付近

- 高台へ避難し津波情報をよく聞く。注意報・警報が解除されるまでは海岸に近づかない。

電車などの車内

- つり革や手すりに両手でしっかりとつかまる。
- 途中で止まても、非常口を開けて勝手に車外へ出たり、窓から飛び降りたりしない。
- 乗務員の指示に従って落ち着いた行動をとる。



津波対策

津波から命を守るために、「強い揺れ、弱くてもゆっくりとした長い揺れを感じたら」…すぐに避難!!「揺れが無くても津波警報を見聞きしたら」…すぐに避難!!



津波警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合には、地震発生後、約3分で大津波警報、津波警報またはの津波注意報を発表します。その後「予想される津波の高さ」、「津波到達予想時刻」等の情報を発表します。

マグニチュード8を超えるような巨大地震の場合

「巨大」という言葉を使った大津波警報で、非常事態であることを伝えます

●巨大地震の場合は、正しい地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、大津波警報や津波警報を発表します。これにより、津波の高さを小さく予想することを防ぎます。

●このとき、最初の津波警報では、予想される津波の高さを、「巨大」、「高い」という言葉で発表して非常事態であることを伝えます。



「巨大」という言葉を見たり聞いたりしたら、東日本大震災クラスの津波が来ると思って、ただちにより高い場所に避難しましょう!



正確な地震の規模が分かった場合

予想される津波の高さを、1m、3m、5m、10m、10m超の5段階で発表します



「津波の高さ」は津波がない場合の海面からの高さです。津波が陸上で崖などを駆け上った高さは、津波の高さの何倍にも達することがあります。

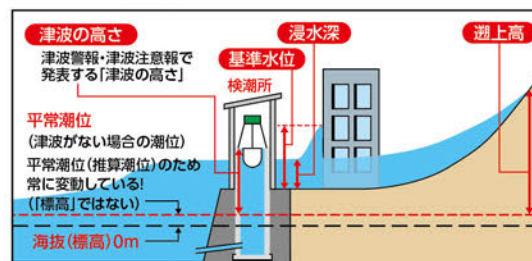


津波に関する情報

津波警報の発表後、沖合や沿岸の観測点で観測した津波の高さや到達時刻を発表します。

●高い津波が来る前は、津波の高さを「観測中」として発表します。

●沖合で観測された津波の情報をいち早く伝えます。



津波警報・注意報の分類と、とるべき行動

種類	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される被害
	数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表		
大津波警報	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。
	10m (5m<予想高さ≤10m)			
	5m (3m<予想高さ≤5m)			
津波警報	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう!	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれます。
津波注意報	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。

※津波警報等の発表時には、各区分の高い方の値を、予想される津波の高さとして発表します。

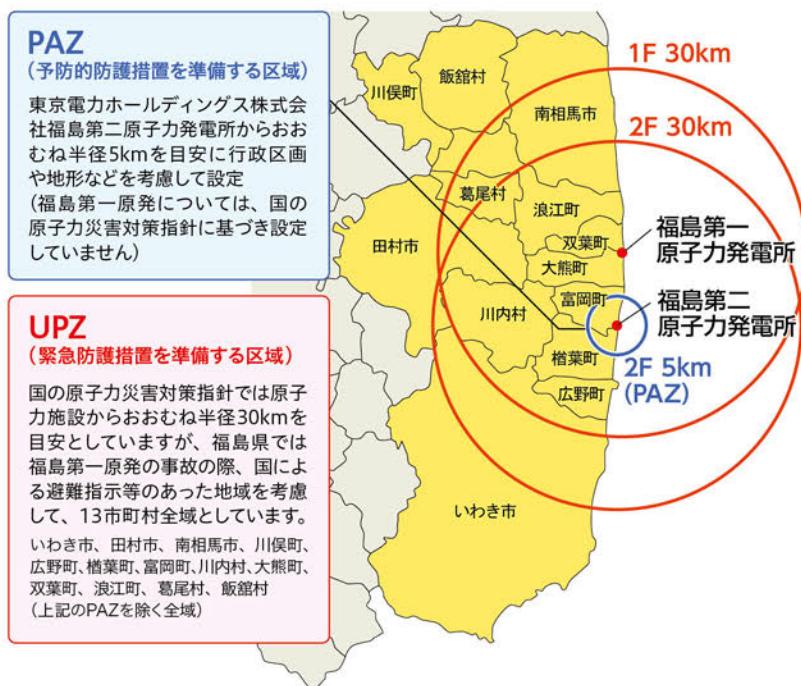
(※気象庁ホームページより大部分を抜粋)

原子力災害

福島第一原子力発電所事故を教訓に、いざという時に、迅速かつ確実に避難できるよう確認しておきましょう。

避難計画の対象となる市町村(原子力災害対策重点区域)

県では、原子力災害対策を重点的に実施すべき市町村を次のとおりとし、この範囲で原子力災害時の屋内退避や避難等の対応を予め定めています。



事態の進展に応じて避難等の指示が出されます

原子力発電所の状況(放射性物質放出前)、更には放射性物質の放出状況に応じ、下図のように事態の進展により避難等の指示が出されます。

	放射性物質放出前			放射性物質放出後
	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	放射性物質の放出状況に応じた判断(OIL)
事態の進展				
避難指示区域内に一時立ち入りしている住民	退去準備	退去		
PAZの住民(要配慮者等)	避難準備	避難		
PAZの住民(一般住民)		避難準備	避難	
UPZの住民	特別な対応は必要ありませんが、県・市町村からの情報に注意してください。	屋内退避準備	屋内退避	OIL1(500マイクロシーベルト／時間)を超えた地域 数時間から1日以内に避難 OIL2(20マイクロシーベルト／時間)を超える値を1日以上計測した地域 1週間以内に一時移転 OIL1,2の基準に該当しない地域 屋内退避継続

避難 速やかに(1日以内を目安)地域から離れるために緊急で実施するもの

一時移転 一定期間のうちに(1週間程度)地域から離れるために実施するもの

事故が発生したら

事故の状況や避難等の情報については、国、県、市町村が連携し、ラジオ、テレビ、防災行政無線、インターネット、広報車などによりそのつど住民の皆様へお知らせします。情報に注意して、落ちついて行動してください。

また、混乱の原因になるため、事実確認ができるない情報は発信しないでください。

慌てて行動せず、正確な情報ができるまで屋内に退避しましょう。



うわさやデマに惑わされないようにしましょう。

県や市町村からの正しい情報をしたがって行動しましょう。おかしいと思ったら、複数の情報源から確認してください。

電話の使用は極力控えましょう。



安否情報の確認などは、「災害時伝言ダイヤル171」などを利用しましょう。

ご近所と情報を確認しあいましょう。

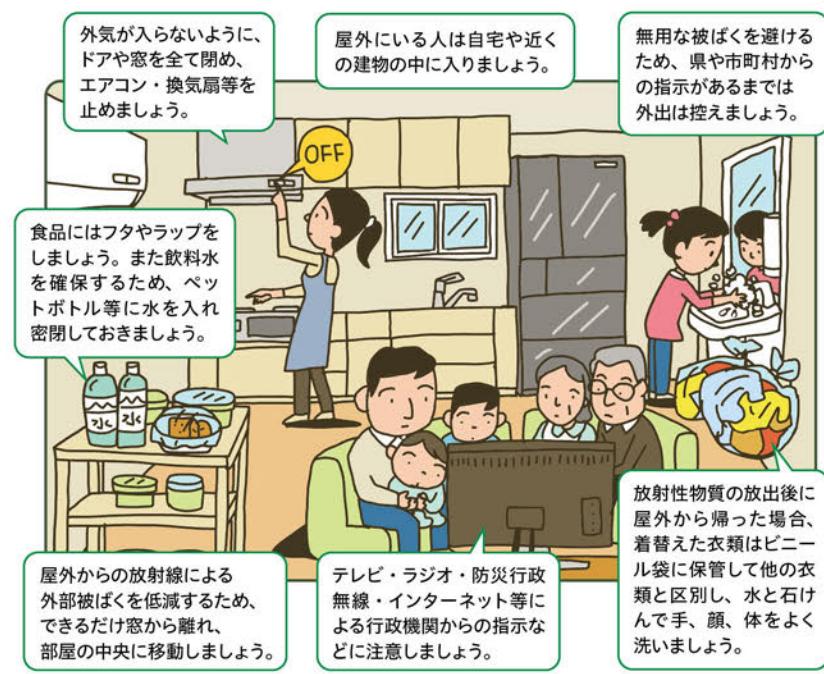


お年寄りや体の不自由な方は、特に声をかけましょう。

屋内退避の指示が出されたら

自宅や公共施設などの建物に入りましょう。(屋内退避)

屋内退避をすることによって、放射性物質の体内への取り込みを抑えること及び外部被ばくを小さくすることができます。





*「原子力災害」の記事は、福島県発行「原子力災害にそなえて」より一部抜粋

広野町の対応

町での避難は、原則として自家用車による自力避難とします。車の使えない方は、一時集合場所へ徒歩等で集合し、町又は県が用意したバス等で県が設置するスクリーニング会場及び避難中継所を経由して避難します。避難中継所では、各避難所への案内や施設等の情報提供を行います。また、避難行動要支援者についても、一時集合場所、スクリーニング会場を経由して移送することとします。ただし、既に医療機関や福祉避難所などの受入先を確保し、移動手段が用意できている場合は、直接避難先へ向かうことも出来ます。

住民避難の基本パターン



●安定ヨウ素剤の配布予定場所(広野小学校)

安定ヨウ素剤は、原子力災害が発生した時において、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを防ぐために服用します。町では、備蓄する安定ヨウ素剤を、医療機関等と連携して緊急時に予防服用できるよう配布体制を整備しています。

段階的避難の実施

■行政からの指示に従って段階的に避難を実施します。

避難（一時移転）が必要な方には国、県及び関係市町村が調整のうえ、段階的に指示を行うこととしています。

段階的避難を実施することで交通渋滞が抑制され、車両による移動時間を短縮できるので、身体的負担の軽減や燃料切れ等の車両トラブルの防止にも有効と考えられます。

放射性物質が放出されていない場合または基準値を超える空間線量率が計測されない場合は避難（一時移転）の必要がないため、行政からの指示に従って屋内退避を継続してください。（ただしPAZ内の住民は放出前に避難します。）

屋内に退避することで、放出された放射性物質が通過する際の被ばく、放射性物質の体内への取り込みを低減できることから、指示ができる前に避難するよりも、結果として被ばく量も低減できると考えられます。

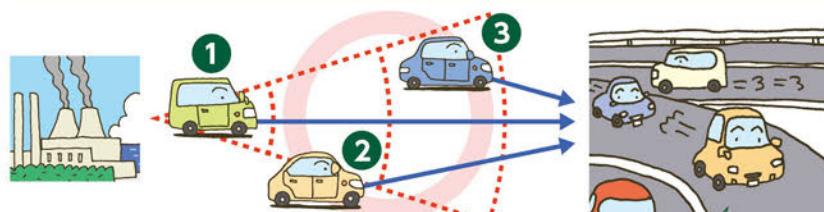
①PAZ内の住民	原子力発電所の状況に応じて放射性物質が放出される前に避難の指示が出されます。
②UPZ内の住民	原子力発電所から放射性物質の放出があった際、その放出状況に応じて避難（一時移転）の対象区域が特定され、避難（一時移転）の指示が出されます。

※放射性物質の放出状況に応じた判断

空間線量率 $20\mu\text{Sv}/\text{h}$ 超過
概ね1日継続した場合、1日以内を目処に区域を特定し、1週間程度以内に一時移転を実施

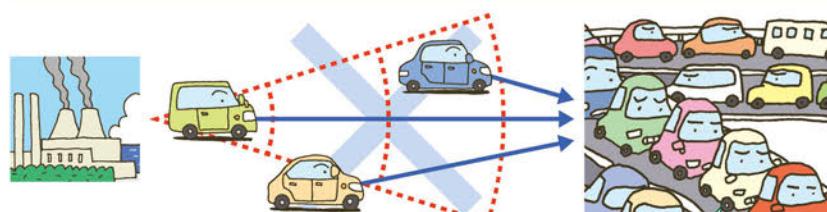
空間線量率 $500\mu\text{Sv}/\text{h}$ 超過
数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施

段階的に避難した場合



指示に従って段階的に避難することにより交通渋滞が緩和され、結果として全域の避難も早く完了します。

一斉に避難した場合



一斉に避難することで交通渋滞が発生し、速やかな避難が必要な方の避難に支障がでるとともに、全域の避難も時間がかかります。

原子力災害時避難先ルートマップ

広野町原子力災害避難計画、福島県原子力災害広域避難計画では、避難者が居住していたコミュニティの維持に十分配慮し、可能な限り地区の分散を避けるとともに福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所から放射状に速やかに避難できるように避難先を決定しました。



避難、一時移転の指示が出たとき

- 素肌を露出させないよう、マスク、長袖の上着、長ズボン等を準備しましょう。
- 非常時持出品を準備しましょう。

- 電気のブレーカーを切りましょう。
- ガスの元栓を閉めましょう。
- 戸締まりをしましょう。

- 隣近所に声をかけ助け合いましょう。
- 町の指示に従い避難しましょう。
- 避難時は、警察官の交通誘導指示に従いましょう。

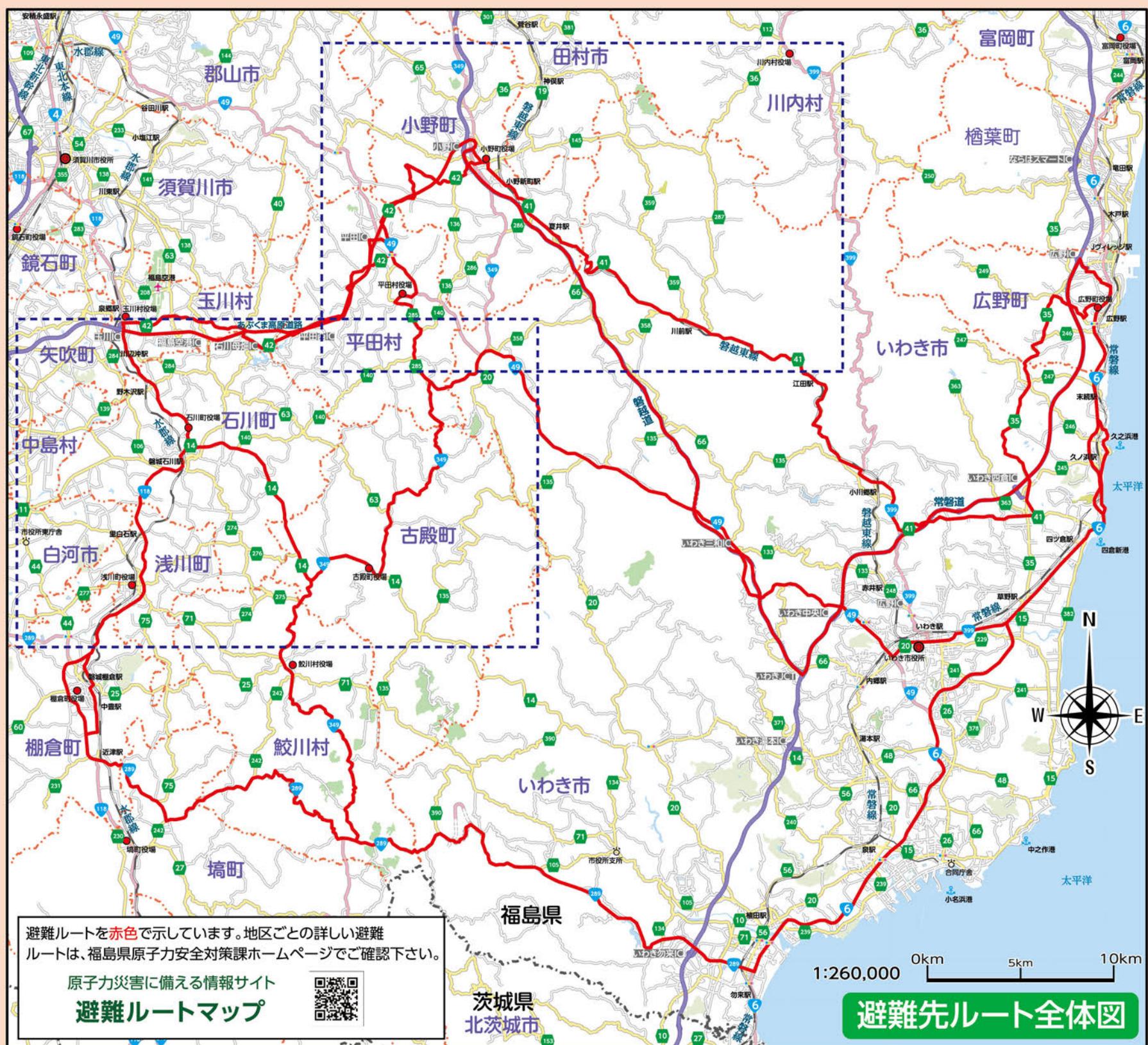
避難ルート 避難先

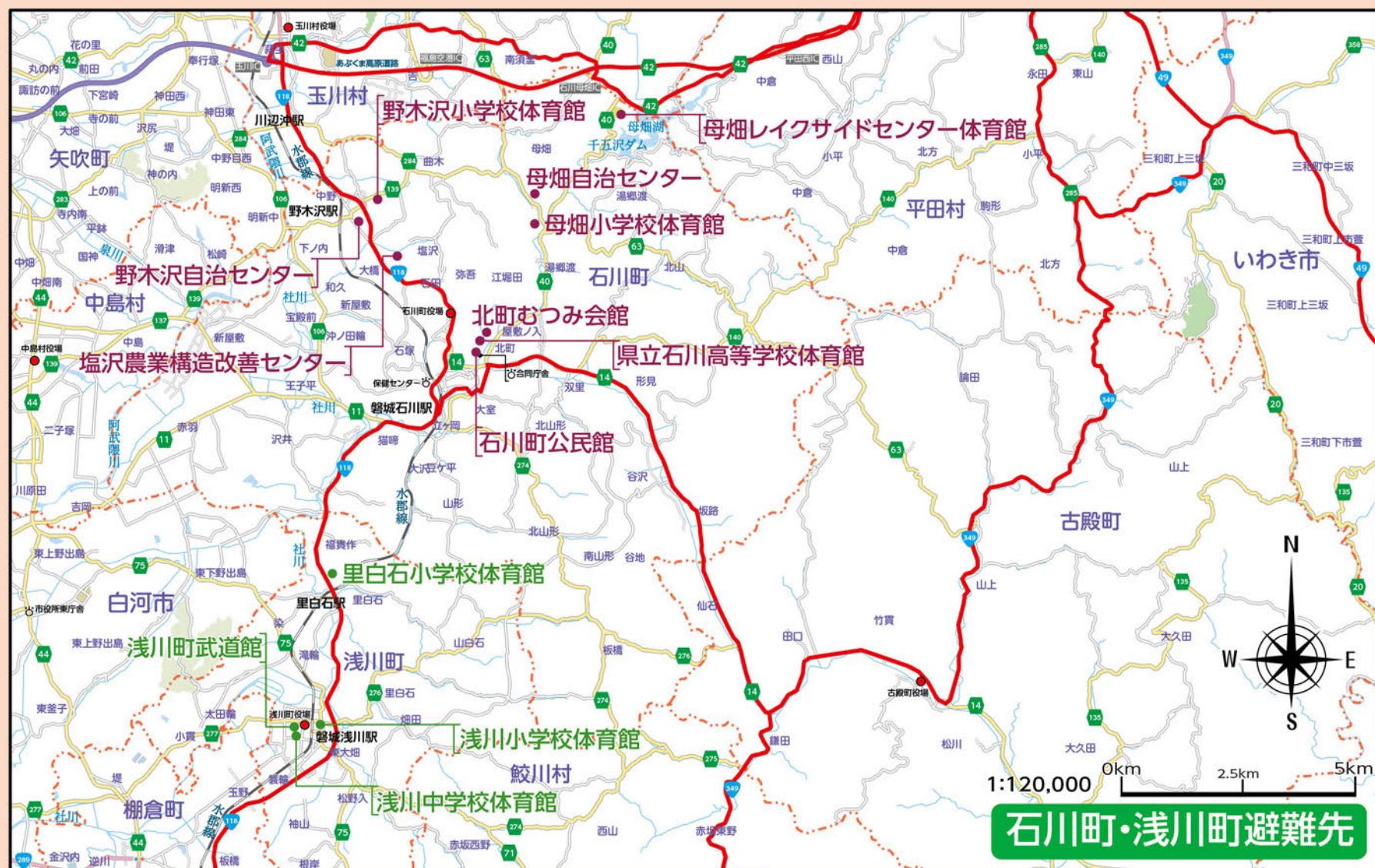
一時集合場所 広野町立広野小学校

避難中継所 小野町町民体育館

小野町・平田町 石川町・浅川町

※「自家用車で避難済み」を知らせる表示(旗・リボンなど)をわかるところに表示しましょう。





火災対策について 火災発生！そんなときどうする

初期消火の3原則

1

早く知らせる

- 「火事だ」と大声を出し、隣近所に助けを求める。声が出なければやかんなどを叩き、異変を知らせる。
- 小さな火でも119番に通報する。当事者は消火に当たり、近くの人に通報を頼む。

2

早く消火する

- 出火から3分以内が消火できる限度。
- 水や消火器だけで消そうと思わず、座布団で火を叩く、毛布で覆うなど手近のものを活用する。



火元別初期消火のコツ

油なべ

あわてて水をかけるのは厳禁。消火器がなければ濡らした大きめのタオルやシーツを手前からかけ、空気を遮断して消火を。

石油ストーブ

真上から一気に水をかけて消火(斜めにかけると石油が飛び散って危険)。石油が流れてもひろがっていくようなら毛布などで覆い、その上から水をかけて消火を。

衣類

着衣に火がついたら転げまわって消すのも方法。髪の毛の場合なら衣類(化学繊維は避ける)やタオルなどを頭からかぶる。

風呂場

風呂場からの出火に気づいても、いきなり戸を開けるのは禁物。空気が室内に供給されて火勢が強まる危険がある。ガスの元栓を締め、徐々に戸を開けて一気に消火を。

電気製品

いきなり水をかけると感電の危険が。まずコードをコンセントから抜いて(できればブレーカーも切る)消火を。

カーテン・ふすま

カーテンやふすまなどの立ち上がり面に火が燃え広がったら、もう余裕はない。引きちぎり蹴り倒して火元を天井から遠ざけ、その上で消火を。

3

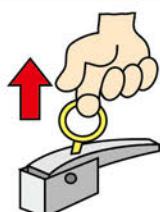
早く逃げる

- 天井に火が燃え移った場合は、速やかに避難する。
- 避難するときは、燃えている部屋の窓やドアを閉めて空気を絶つ。



消火器の使い方

粉末・強化液消火器の場合



安全ピンに指をかけ
上に引き抜く。



ホースをはずして火元に向ける。



レバーを強く握って噴射する。

消火器のかまえ方

- 風上に回り風上から消す。火災にはまともに正面から立ち向かわないように。
- やや腰を落として姿勢をなるべく低く。熱や煙を避けるように構える。
- 燃え上がる炎や煙にまどわされずに燃えているものにノズルを向け、火の根源を掃くように左右に振る。

火災予防が一番!!

火災警報器の設置義務化

消防法により、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

火災による死傷者を無くすためにも設置しましょう。

火災警報器の設置場所

- 寝室…すべての寝室(子ども部屋や高齢者の部屋など就寝に使われている場合は対象となります)への設置が必要です。
- 階段…寝室のある部屋の階段の天井などへの設置が必要です。
- 台所…台所への設置も必要です。

注意：住宅用火災警報器は電池式のものが主流です。電池の寿命は5年から10年と言われていますので、早めの交換をお願いします。警報器の音を事前に確認することも重要です。



警報器



住宅内取付位置図

わが家の「防災・緊急情報」メモ



非常時・緊急時に連絡してほしい方や、利用してもらいたいわが家の情報です。
災害時に救助の方や、緊急時に救急隊・医療機関・町に情報を提供します。

氏名		電話	
住所			

避難場所	
家族が離ればなれになつた時の避難場所	

家族構成 連絡先	氏名	生年月日	電話(携帯・会社・学校)	住所	メモ

家族の 緊急情報・ 救急メモ	氏名	血液型	持病・アレルギー	常備薬	かかりつけ医療機関
	【メモ】※書ききれなかつた内容や、知つてほしい情報(介護情報・救急隊員への伝言など)をお書きください。				

緊急時 連絡先	氏名	間柄	電話	住所	メモ

災害用伝言ダイヤルの使い方

災害用伝言ダイヤルとは? NTTでは、災害発生時に、被災地への通話がつながりにくい状況の場合、被災地内の安否等の情報を音声で録音、再生する「災害用伝言ダイヤル」を設置します。NTT「災害用伝言板(web171)」との連携により、伝言内容を相互に確認が可能。

伝言の録音	171-1-000-000-0000 (被災地の方の電話番号)	伝言保存期間	運用期間終了まで
伝言の再生	171-2-000-000-0000 (被災地の方の電話番号)	伝言蓄積数	1電話番号あたり1~20件 (提供時にお知らせいたします)
伝言内容	1伝言あたり30秒以内	利用可能電話	固定電話、IP電話(050含む)、 携帯電話、PHS

わが家の防災対策&チェック

家の中の安全対策

家の中に逃げ場としての安全な空間をつくる

部屋がいくつもある場合は、人の出入りが少ない部屋に家具をまとめて置く。無理な場合は、少しでも安全なスペースができるよう配置換えする。



安全に避難するため、出入口や通路にものを置かない

玄関などの出入口までの通路に、家具など倒れやすいものを置かない。また、玄関にいろいろものを置くと、いざというときに、出入口をふさいでしまうことも。



事前に準備出来ているか、チェック✓しましょう。

家具の転倒を防ぐ

家具と壁や柱の間に遊びがあると倒れやすい。家具の下に小さな板などを差し込んで、壁や柱によりかかるように固定する。また、金具や固定器具を使って転倒防止策を万全に。



板などを差し込む

子どもやお年寄りのいる部屋、寝室には家具を置かない

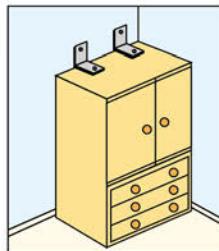
就寝中に地震に襲われると危険。子どもやお年寄り、病人などは逃げ遅れる可能性がある。



家具の転倒、落下を防ぐポイント

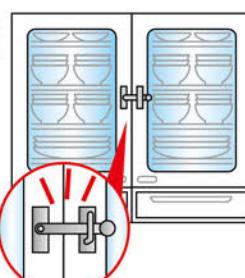
タンス・本棚

L字金具や支え棒などで固定する。二段重ねの場合はつなぎ目を金具でしっかりと連結しておく。



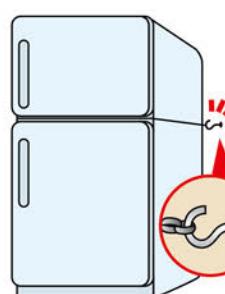
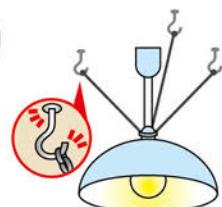
食器棚

L字金具などで固定し、棚板には滑りにくい材質のシートやふきんなどを敷く。重い食器は下の方に置く。扉が開かないように止め金具をつける。



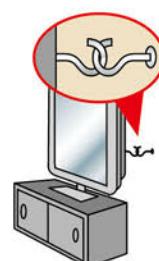
照 明

チェーンと金具を使って数箇所止める。蛍光灯は蛍光管の両端を耐熱テープで止めておく。



冷蔵庫

2ドアの場合は、扉と扉の間に針金などを巻いて、金具で壁に固定する。



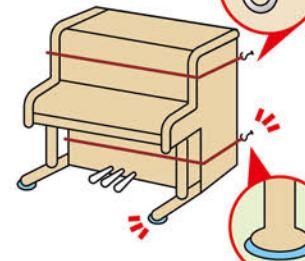
テレビ

できるだけ低い位置に固定して置く(家具の上はさける)。



ピアノ

本体にナイロンテープなどを巻きつけ、取りつけた金具などで固定する。脚には、すべり止めをつける。



家の周囲の安全対策

事前に準備出来ているか、チェック✓しましょう。

屋 根

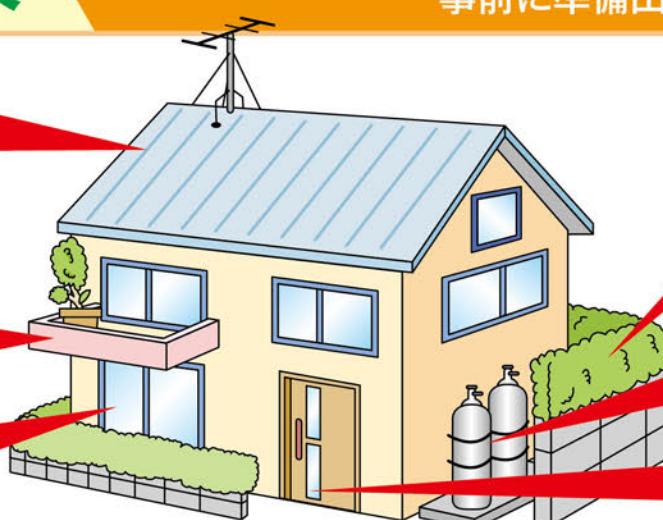
不安定な屋根のアンテナや、屋根瓦は補強しておく。

ベランダ

植木鉢などの整理整頓を。落ちる危険がある場所には何も置かない。

窓ガラス

飛散防止フィルムをはる。



ブロック塀・門柱

土中にしっかりと基礎部分がないもの、鉄筋が入っていないものは危険なので補強する。ひび割れや鉄筋のさびも修理する。

プロパンガス

ボンベを鎖で固定しておく。

非常口の確保

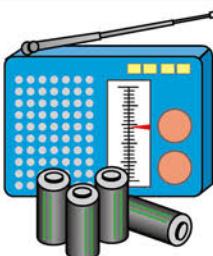
非常時持出品の準備&チェック

いざというときすぐに持ち出せるように、日ごろから準備・点検しておきましょう。

非常時持出品(例)

事前に準備出来ているか、チェック✓しましょう。

携帯ラジオ



- ラジオ
- 電池(多めに用意)

救急医療品



- 常備薬
- きず薬
- かぜぐすり
- 鎮痛剤
- ばんそうこう
- 包帯
- 胃腸薬

貴重品



- 現金
- 印鑑
- 健康保険証
- 預貯金通帳
- 免許証
- 権利証書

懐中電灯



- 懐中電灯(出来れば一人にひとつ)
- 電池(多めに用意)

非常食品等



- 非常用食品
- ミネラルウォーター
- 離乳食
- 粉ミルク

その他

- 衣類(下着・上着など)
- 生理用品
- 缶切り
- 紙皿
- 水筒
- ウェットティッシュ
- ヘルメット
- 防災マップ(本書)

- タオル
- 紙おむつ
- 案抜き
- 紙コップ
- カッパ
- ライター
- ラップフィルム
(止血や食器にかぶせて使う)

非常時用備蓄品(例)

災害復旧までの数日間(1週間)を生活できるようにチェック✓しましょう。

飲料水



- 飲料水としてペットボトルや缶入りのミネラルウォーター(1人1日3リットルを目安に)
又は貯水した防災タンクなど

非常食品



- お米
(アルファー化米など)
- 缶詰・レトルト食品
- 梅干し・調味料など
- ドライフルーツ・チョコレート・アメ
(菓子類など)

燃 料



- 卓上コンロ
- ガスボンベ
- 固形燃料

その他の備蓄



- 生活用水(風呂・洗濯機などに貯水)
- 毛布・寝袋・洗面用具・
ドライシャンプーなど
- 調理器具(なべ・やかんなど)
- バケツ・各種アウトドア用品など

お手軽防災のススメ

ローリングストックはじめよう!

ローリングストックとは、普段使う食料や日用品を、もしもの場合に備えて多めに買っておき、古くなったものから日々の生活の中で使い、使った分を買い足すことで常に新しいものを保存しておくという、新しい災害用備蓄の考え方です。「災害に備えなきゃいけないのはわかってるけど、何をすれば…」とお考えのあなた。まずはローリングストックで、簡単・手軽に防災、はじめてみませんか。

誰でも簡単!手軽に3ステップ!
これがローリングストックだ!



ハザード情報について

土砂災害警戒区域・特別警戒区域

土砂災害防止法に基づき指定された区域

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

この防災マップで示している土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域のハザード情報は、福島県が土砂災害防止法に基づき令和2年2月時点までに指定・公表した区域図となります。

土砂災害警戒区域(通称:イエローゾーン)

(土砂災害防止法施行令 第二条)

■急傾斜地の崩壊

- イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域

■土石流

土石流の発生のある渓流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

■地滑り

- イ 地滑り地区(地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域)
- ロ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離(250mを超える場合は、250m)の範囲内の区域

土砂災害特別警戒区域(通称:レッドゾーン)

(土砂災害防止法施行令 第三条)

急傾斜地の崩壊に伴う土砂等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土砂等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。

※ただし、地滑りについては、地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等により力が建築物に作用した時から30分間が経過した時において建築物に作用する力の大きさとし、地滑り地域の下端から最大で60m範囲内の区域。

土砂災害危険箇所

国土交通省の要請により各都道府県が調査を実施したもの (法的な位置づけはない)

土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊が発生するおそれがある箇所(広野町には「地すべり」の該当エリアはありません)

※マップの土砂災害危険箇所の情報は、国土交通省、国土数値情報を利用し作成しております。

津波浸水想定

「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律 (平成23年法律第123号)

第8条第1項に基づいて設定されています。

「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される最大の浸水の区域(浸水域)と深水(浸水深)を設定するものです。

浸水域や浸水深等は、「何としても人命を守る」という考え方の下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意下さい。

※福島県では、国がとりまとめた「津波浸水想定の設定の手引き」に基づき、過去に本県沿岸に津波被害をもたらした地震や、将来最大クラスの津波をもたらすと想定される地震を選定し、津波シミュレーションを行い、各地で最大となる「浸水域」と「浸水深」を設定し、津波浸水想定区域図を作成しました。

(平成31年3月20日に公表)

指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所一覧

指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その危険から逃げるための避難場所として、災害の種類ごとに安全性などの一定の基準を満たす施設又は場所。

指定避難所

避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設。

福祉避難所

一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れるための施設。

注意：福祉避難所は災害時に必要に応じて開設される二次的避難所であり、最初から避難所として利用することはできません。

対象とする異常な現象の種類

「洪水」「崖崩れ・土石流・地滑り」「高潮」「地震」「津波」「大規模な火災」「内水氾濫」「火山現象」

No	名称	住所	掲載ページ	指定緊急 避難場所	指定避難所	福祉避難所	想定収容 人数	AED
1	広野小学校	中央台三丁目1	P23・33	○	○		2,000人	○
2	広野中学校	下浅見川字築地12	P24・33	○	○		1,500人	○
3	広野町児童館	中央台一丁目6	P23・33	○	○		80人	○
4	広野町役場	下北迫字苗代替35	P23・33	○	○		450人	○
5	中央体育館	中央台一丁目1	P23・33	○	○		750人	○
6	二ツ沼体育館(旧 勤労者体育館)	下北迫字大谷地原65	P30	○	○		400人	
7	広野町保健センター	中央台一丁目7	P23・33	○	○		150人	○
8	広野町公民館	中央台一丁目1	P23・33	○	○		250人	○
9	広野こども園	中央台一丁目8	P23・33	○	○		370人	○
10	築地ヶ丘公園	下浅見川字築地内	P24・33	○	○		1,300人	
11	浅見生活改善センター	上浅見川字虻木17	P23・33		○		80人	
12	折木地区集会所	折木字大平168-1	P33・37		○		100人	
13	上北迫地区集会所	上北迫字関山22	P29		○		80人	
14	亀ヶ崎地区集会所	折木字上原159-1	P36		○		40人	
15	広洋台地区集会所	広洋台二丁目2-42	P30		○		80人	
16	小松地区集会所	上浅見川字小松97-10	P32		○		40人	
17	桜田地区集会所	上浅見川字沢目74-1	P23・33		○		40人	
18	下浅見川地区集会所	下浅見川字桜田41	P24・34		○		40人	
19	下北迫地区集会所	下北迫字新町87-1	P34		○		40人	
20	正木内地区集会所	折木字田中119-1	P37		○		40人	
21	館地区集会所	折木字館257	P37		○		30人	
22	田の神地区集会所	上北迫字大平51-1	P28・29		○		40人	
23	築地地区集会所	下浅見川字築地53-1	P24・33		○		50人	
24	東下地区集会所	折木字東下97-1	P36		○		25人	
25	長畠地区集会所	上浅見川字長畠14-1	P33		○		40人	
26	苗代替地区集会所	下北迫字岩作144-32	P23・33		○		40人	
27	二本柳地区集会所	上北迫字上田郷28-252	P32		○		50人	
28	浜田地区集会所	下北迫字浜田54	P24・34		○		40人	
29	篠平地区集会所	上浅見川字下篠平1-2	P25		○		35人	
30	南沢地区集会所	折木字南沢79-1	P36		○		40人	
31	広野町老人福祉センター	中央台一丁目4-1	P23・33			○	15人	○
32	広野町デイサービスセンター(広桜荘)	下浅見川字桜田119-5	P23・33			○	15人	○

広野町全体図

下小塙

山田岡

双葉郡
檜葉町

小川町上小川

双葉郡
広野町

上浅見川

小川町上小川

四倉町八茎

いわき市

屹兔屋山

猫鳴山

小川町上小川

小川町上小川

四倉町八茎

▲二ツ箭山

千軒平溜池

大久町大久

四倉町玉山

大久町大久

詳細図No.1

詳細図No.2

P25

P26

上浅見川

大谷

上浅見川

詳細図No.4

カット図

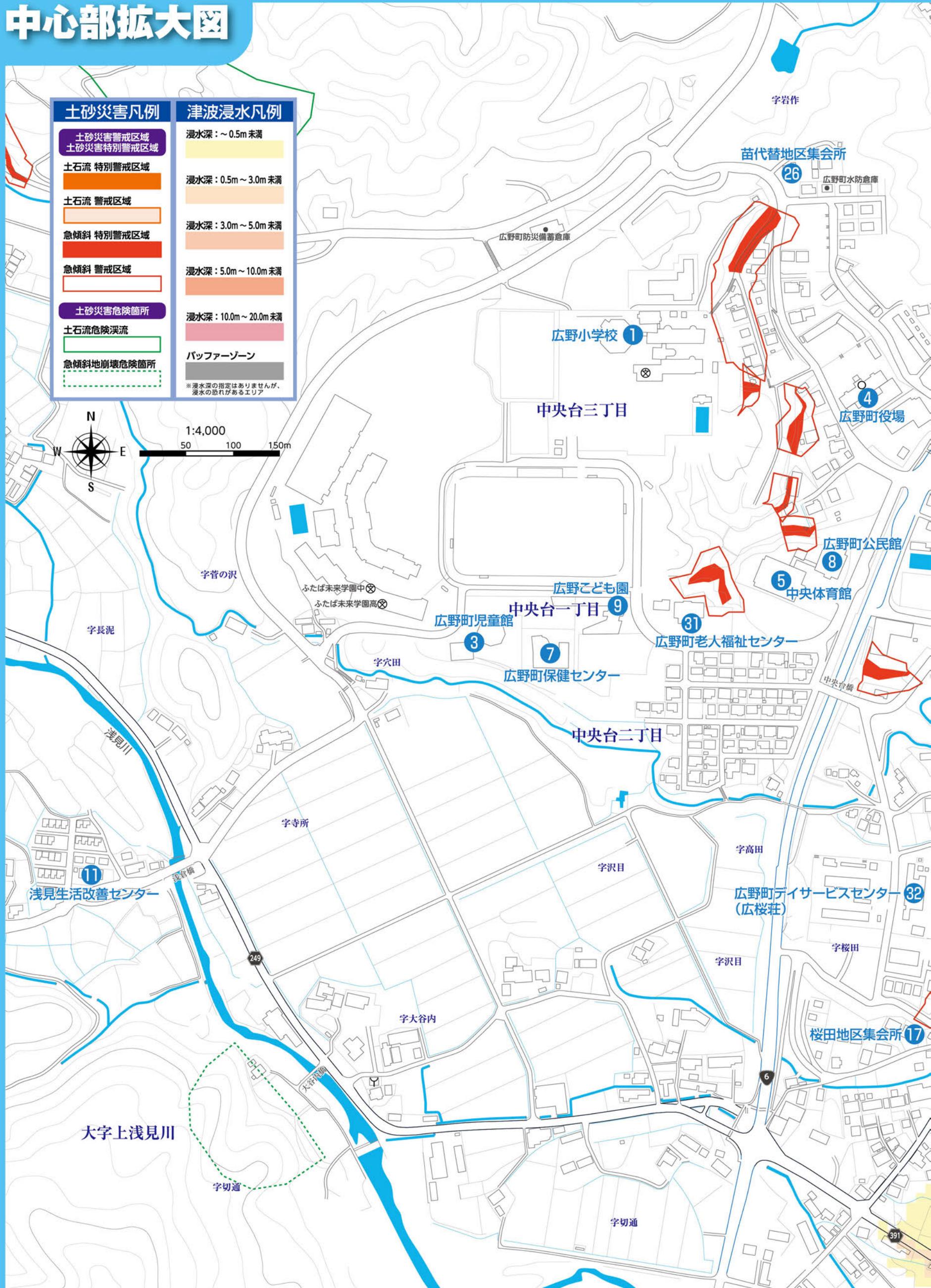
折木

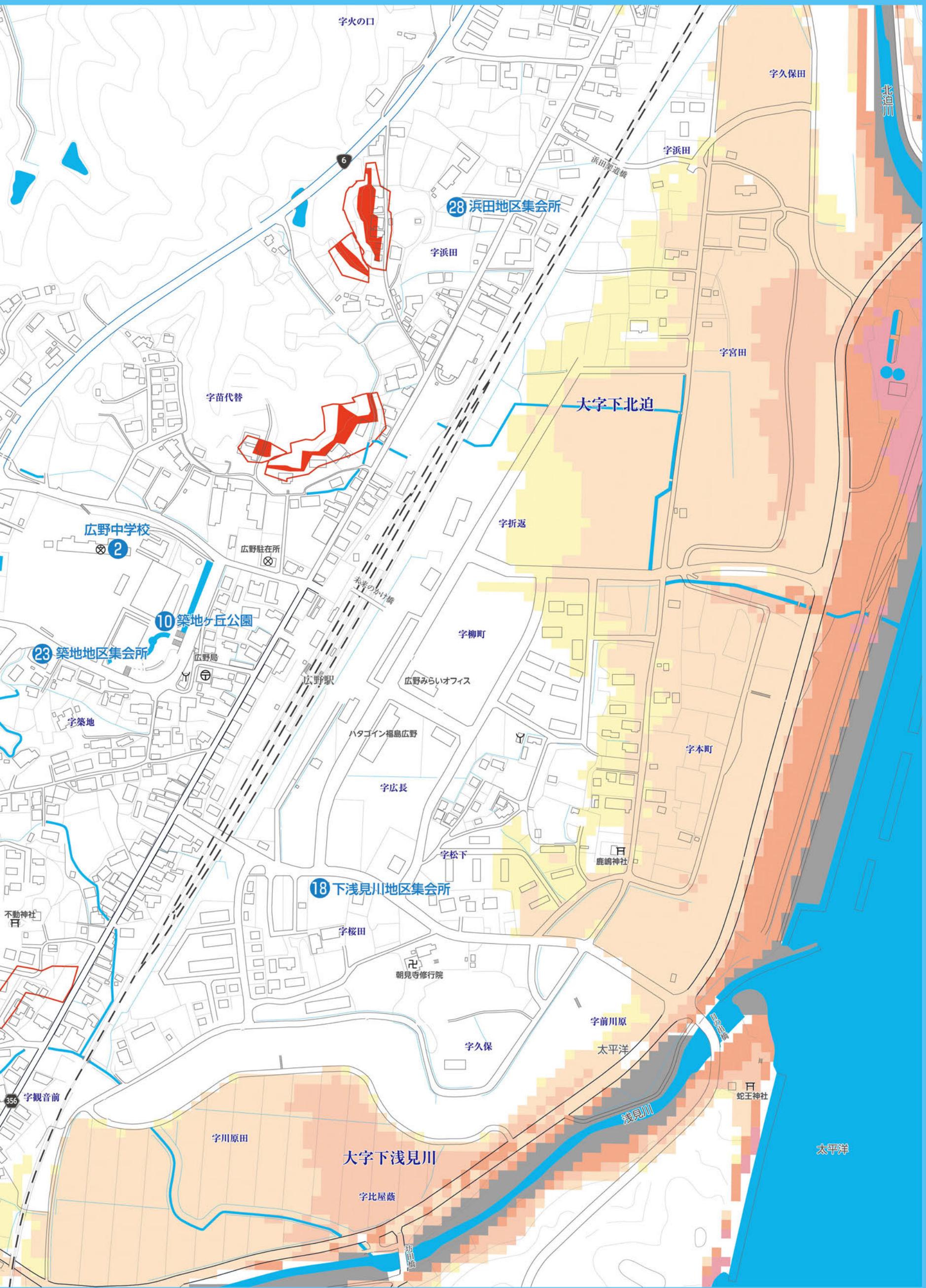
詳細図No.6

折木



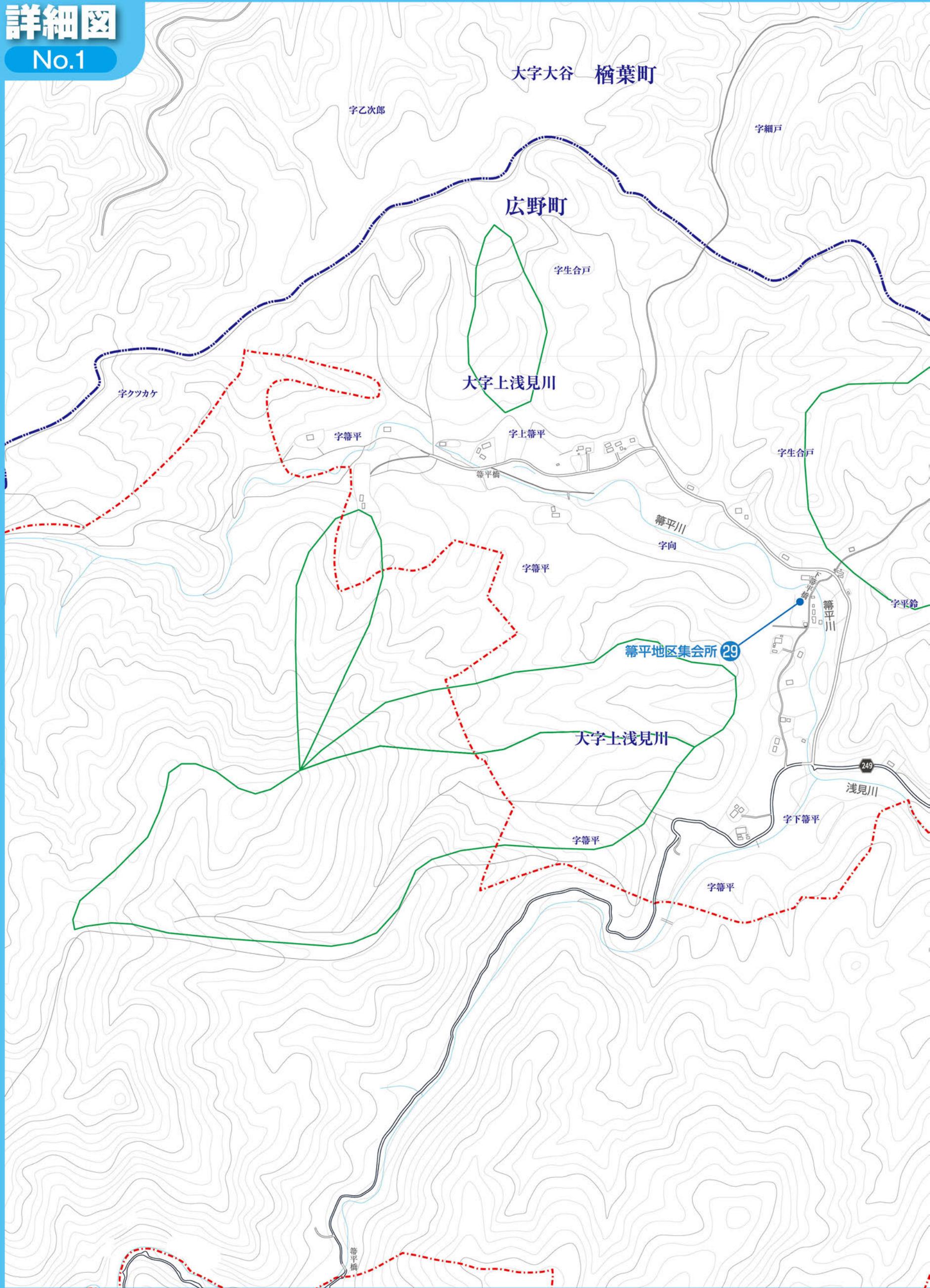
中心部拡大図

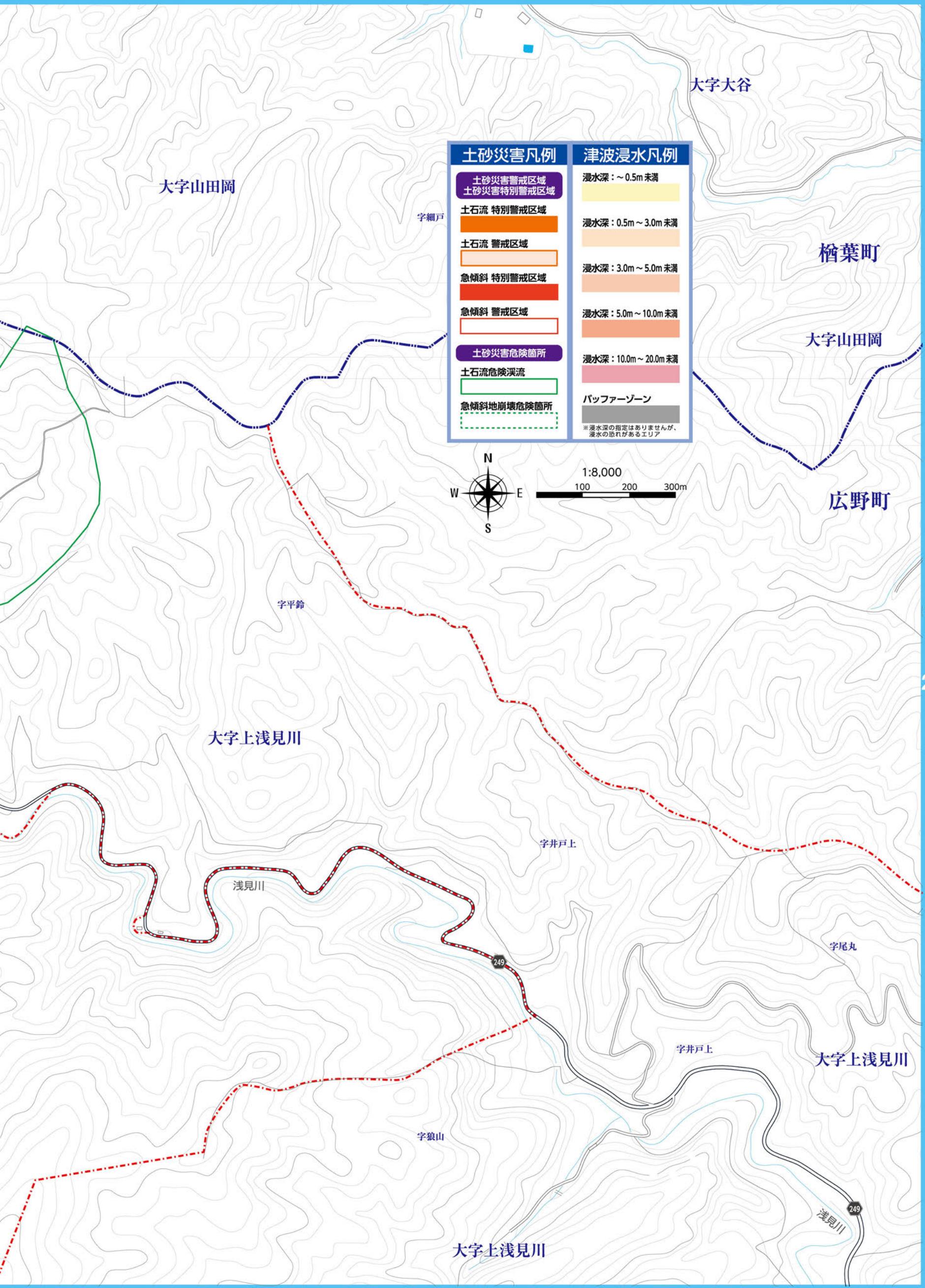




詳細図

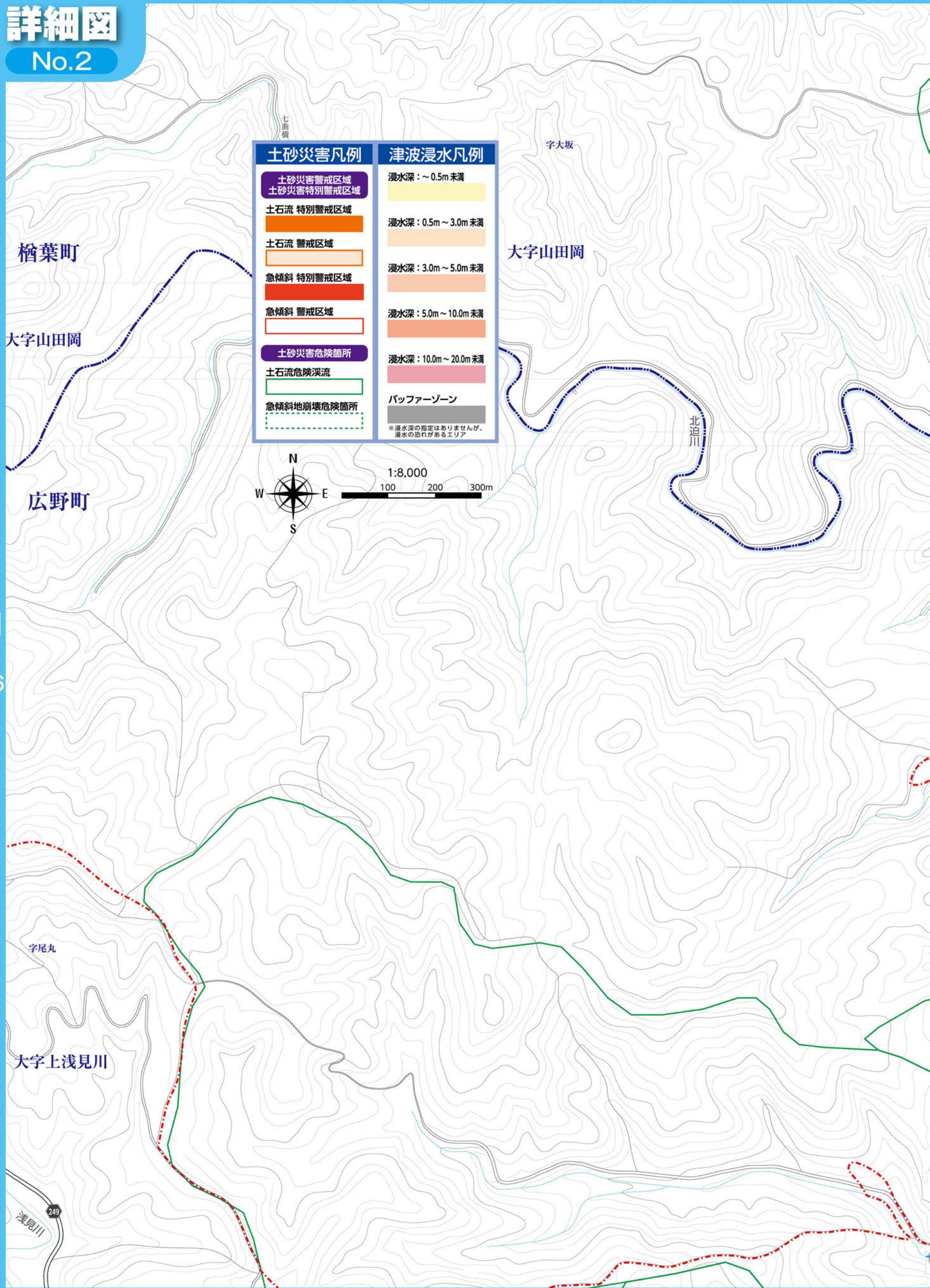
No.1

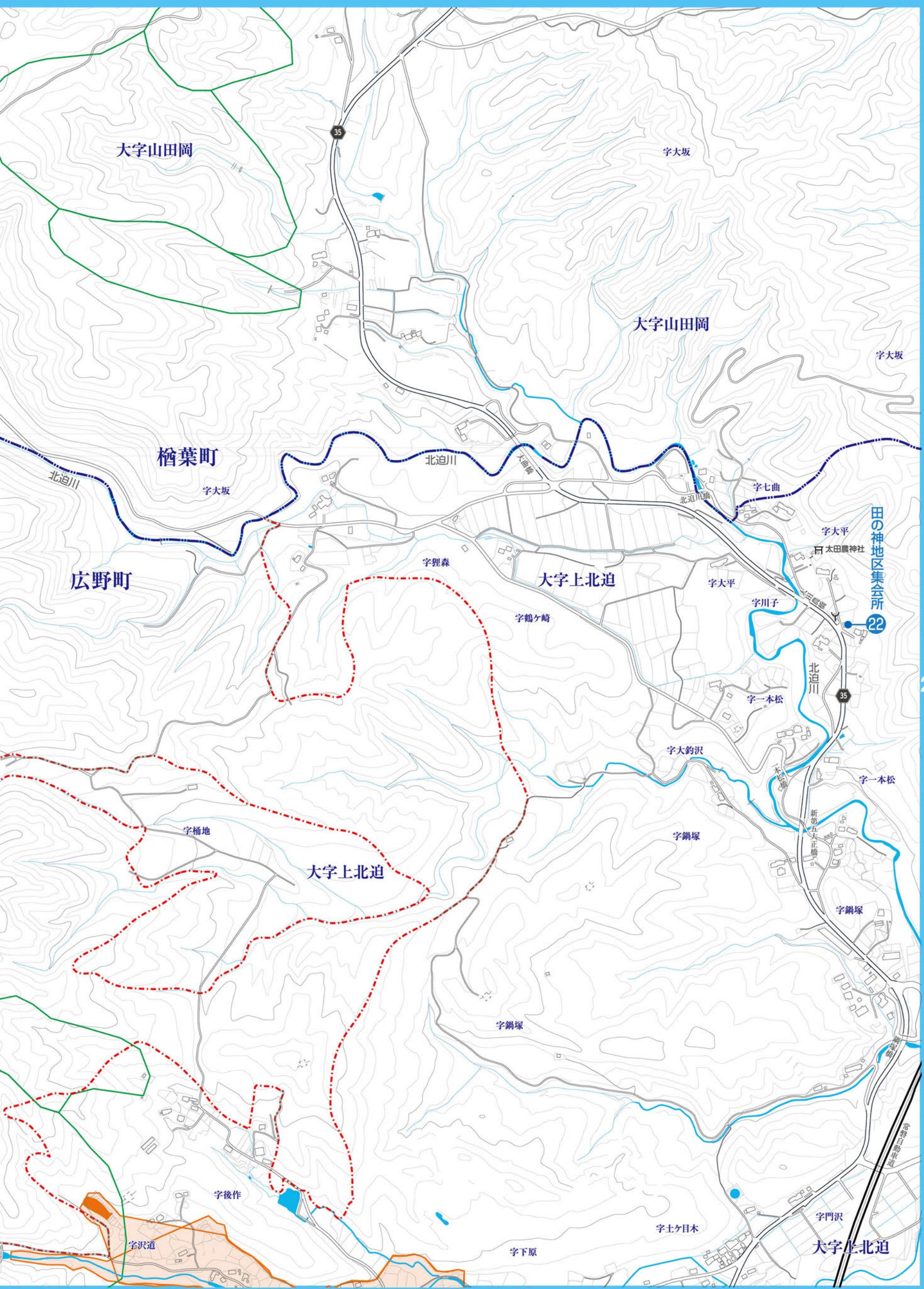




詳細図

No.2



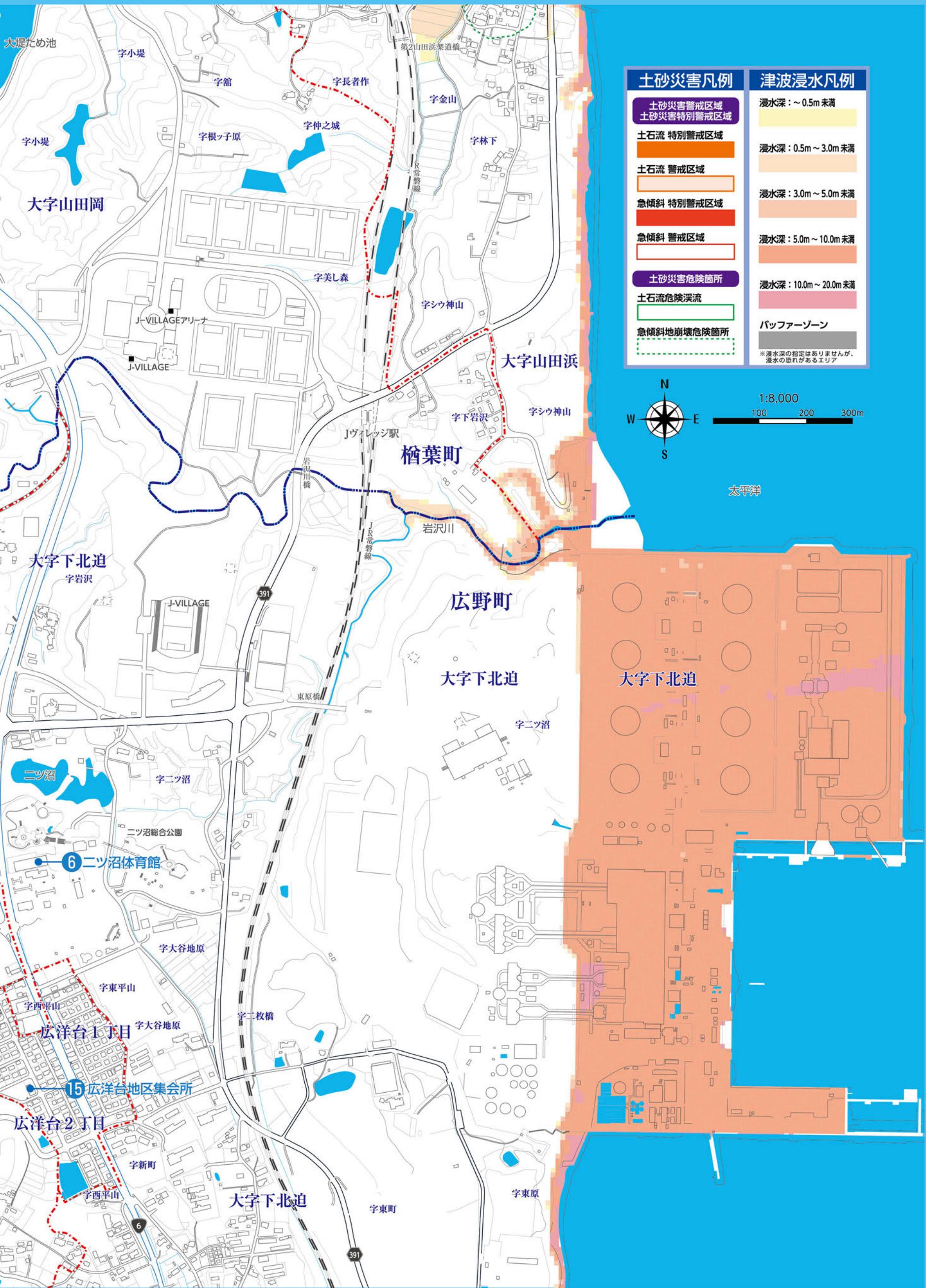


詳細図

No.3

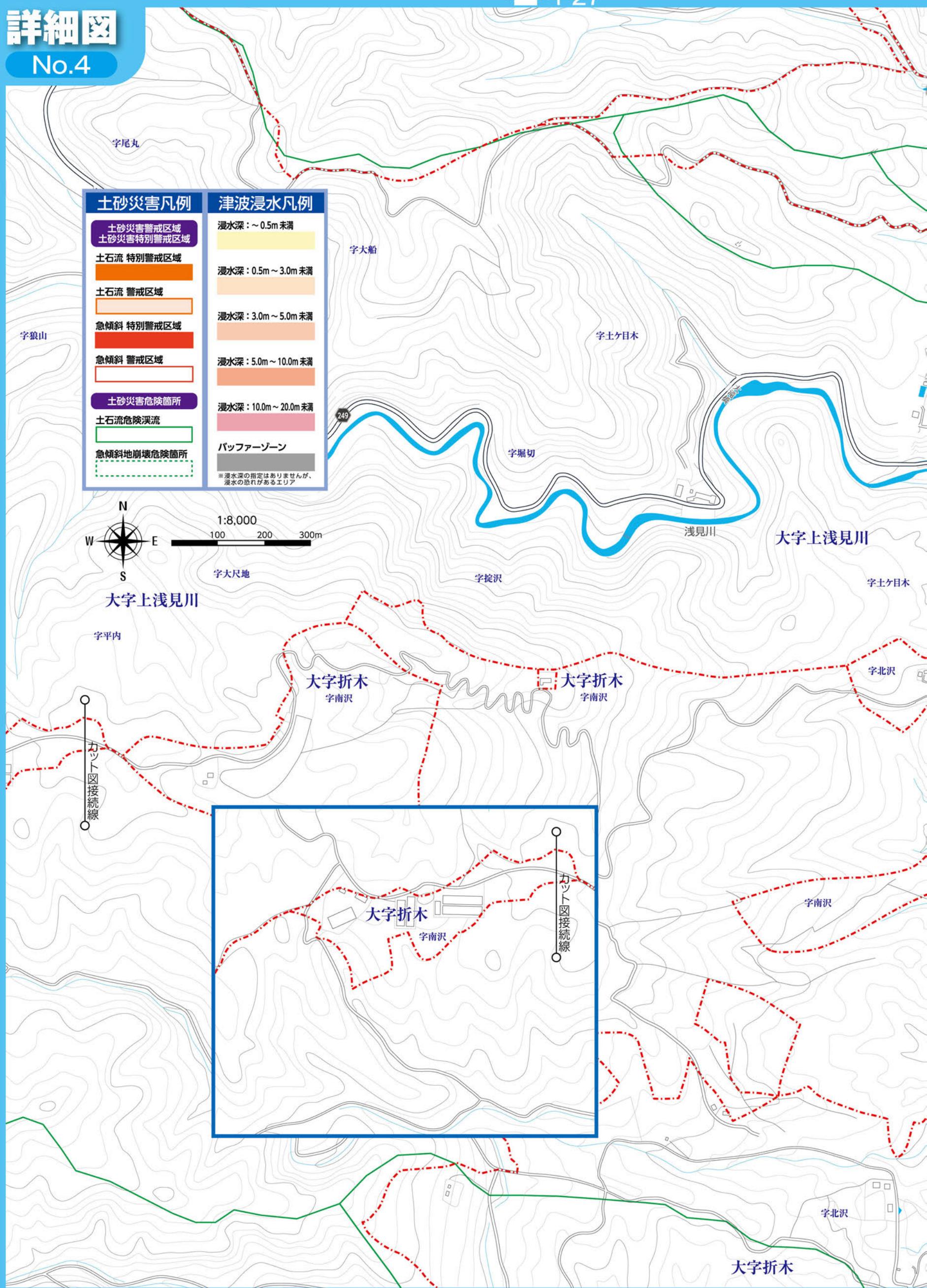


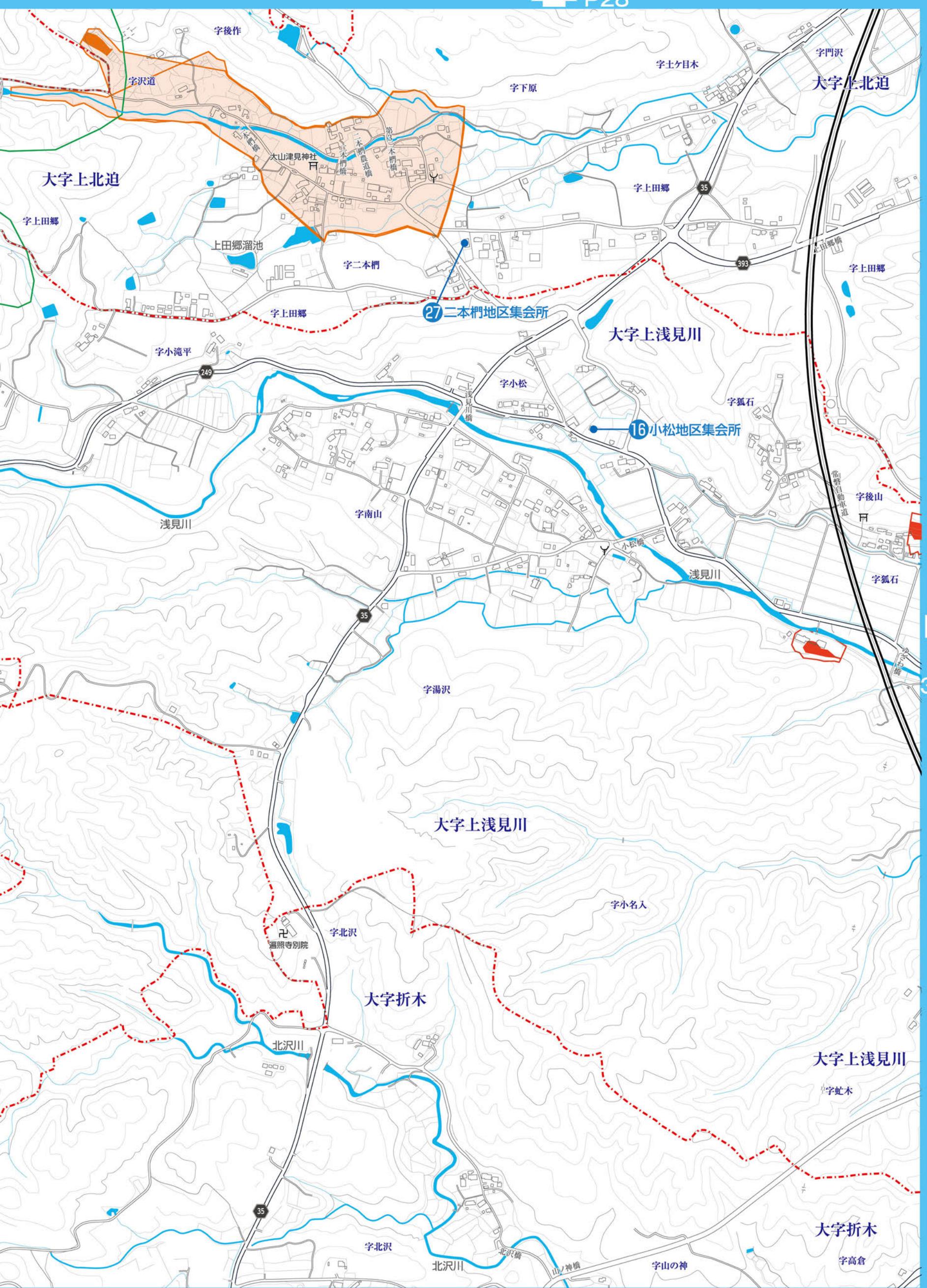
P
28

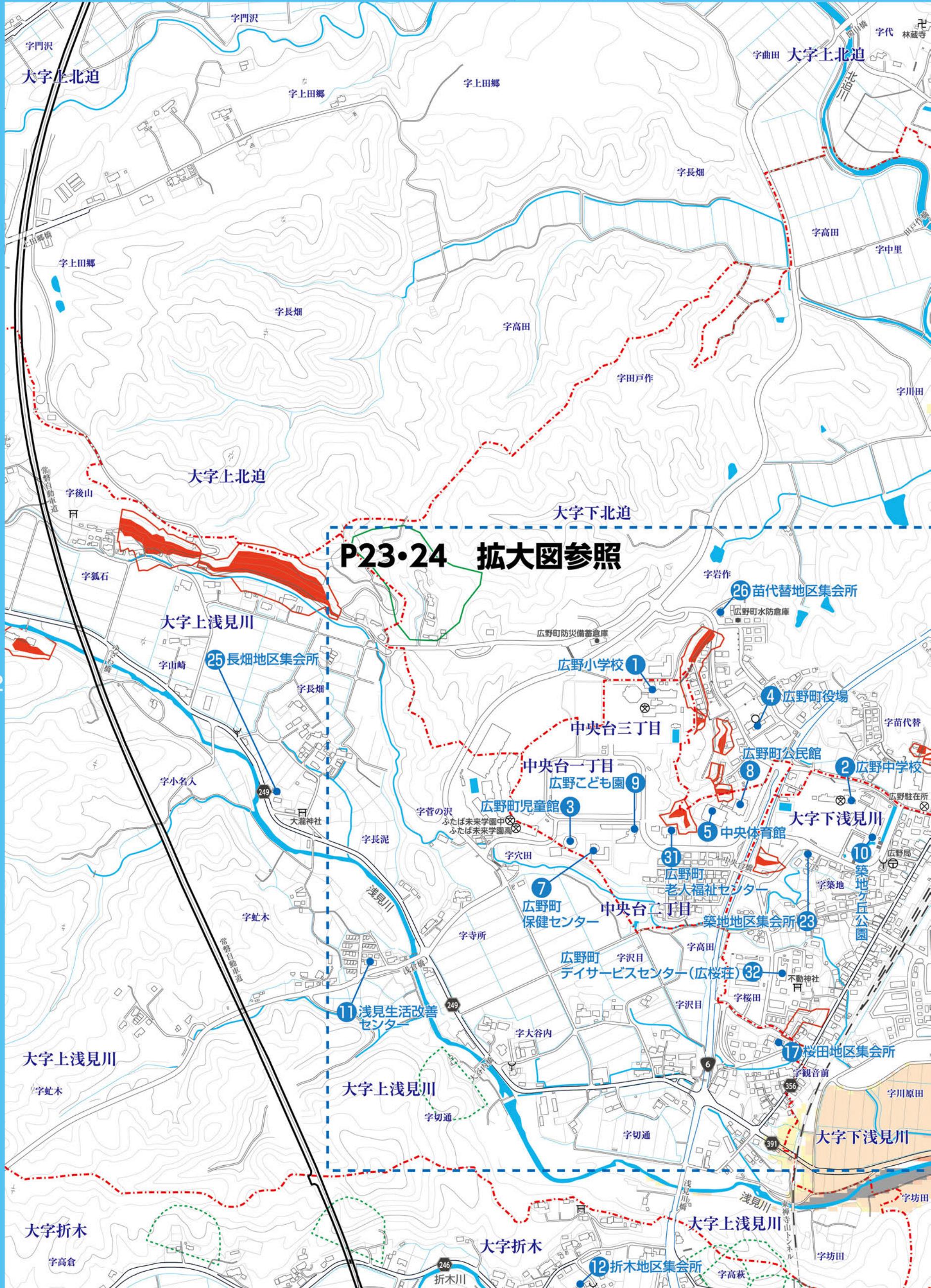


詳細図

No.4









土砂災害凡例

土砂災害警戒区域
土砂災害特別警戒区域

土石流 特別警戒区域

土石流 警戒区域

急傾斜 特別警戒区域

急傾斜 警戒区域

土砂災害危険箇所

土石流危険渓流

急傾斜地崩壊危険箇所

津波浸水凡例

浸水深: ~ 0.5m 未満

浸水深: 0.5m ~ 3.0m 未満

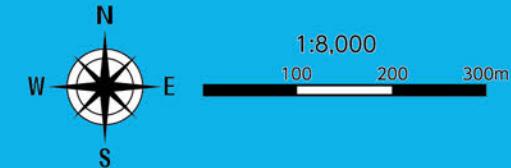
浸水深: 3.0m ~ 5.0m 未満

浸水深: 5.0m ~ 10.0m 未満

浸水深: 10.0m ~ 20.0m 未満

バッファーゾーン

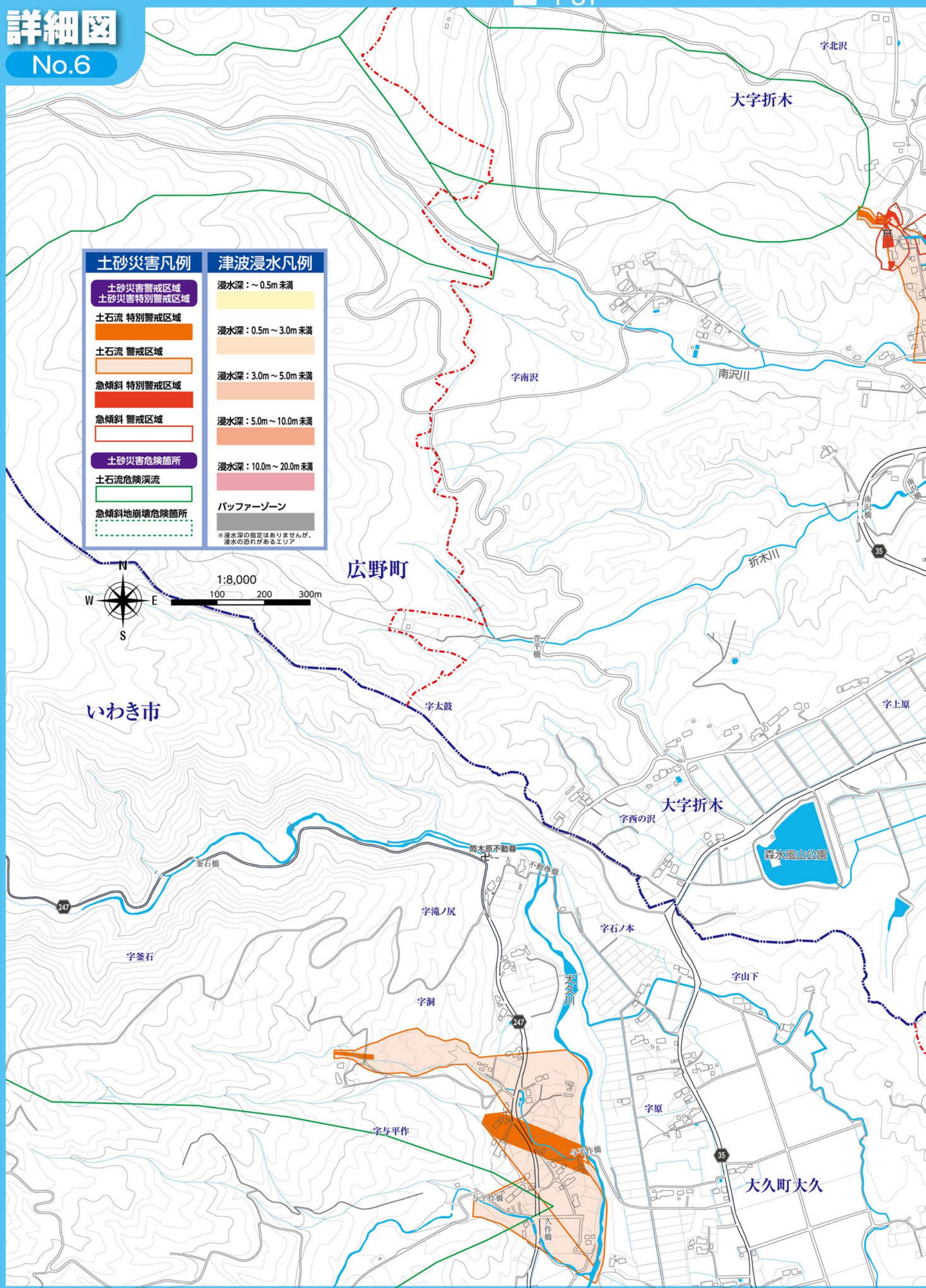
* 浸水深の指定はありませんが、
浸水の恐れがあるエリア

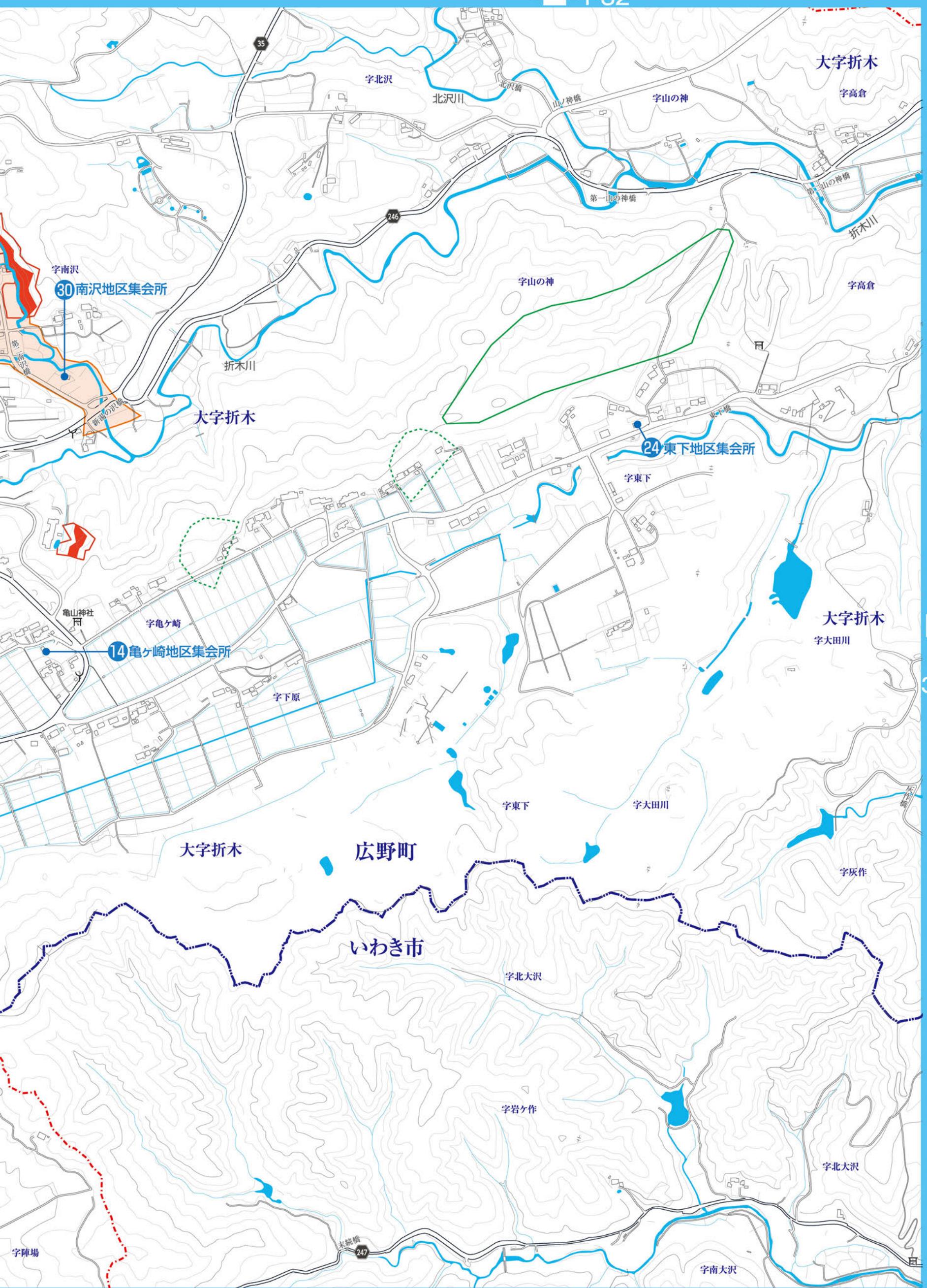


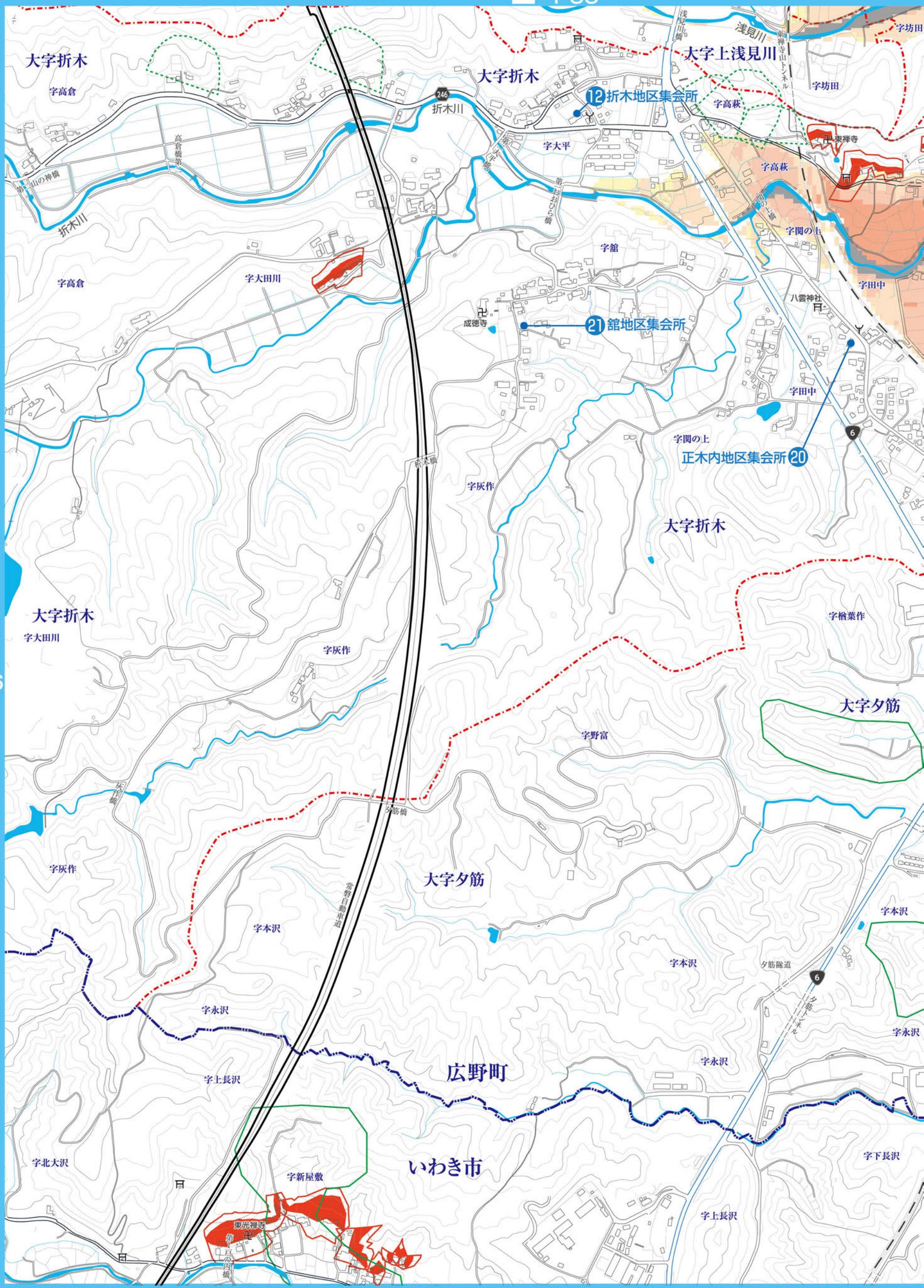
詳細図

No.6

P31









土砂災害凡例

土砂災害警戒区域
土砂災害特別警戒区域

土石流 特別警戒区域

土石流 警戒区域

急傾斜 特別警戒区域

急傾斜 警戒区域

土砂災害危険箇所

土石流危険渓流

急傾斜地崩壊危険箇所

津波浸水凡例

浸水深: ~0.5m 未満

浸水深: 0.5m ~ 3.0m 未満

浸水深: 3.0m ~ 5.0m 未満

浸水深: 5.0m ~ 10.0m 未満

浸水深: 10.0m ~ 20.0m 未満

バッファーゾーン

※浸水深の指定はありませんが、
浸水の恐れがあるエリア

1:8,000

100

200

300m



行政、学校、ライフライン連絡先 気象や災害・防災に関するリアルタイム情報

行政関係機関

名 称	住 所	電話(0240)	お問合せ内容等
広野町役場	下北迫字苗代替35	27-2111(代)	災害情報伝達
双葉地方広域市町村圏組合 消防本部	檜葉町大字山田岡字仲丸1-110	25-8523	災害情報テレホンサービス 0240-26-0366
双葉警察署	富岡町中央二丁目19	22-2121	事故・交通
双葉警察署 広野駐在所	下北迫字苗代替4-1	27-3225	
広野町公民館	中央台一丁目1	27-3244	

学校関係機関

名 称	住 所	電話(0240)	地図ページ	AED
広野小学校	中央台三丁目1	27-2332	P23・33	○
広野中学校	下浅見川字築地12	27-3224	P24・33	○
福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校	中央台一丁目6-3	23-6825	P23・33	○
広野こども園	中央台一丁目8	27-2345	P23・33	○

ライフライン関係機関

名 称	対応内容	電話	補足
広野町建設課	下水道設備の故障等	27-2111(代)	
双葉地方水道企業団	水道設備の故障等	25-5315(代)	
東北電力(株)	停電・緊急時	0120-175-336	フリーダイヤル
(株)NTT東日本	電話の故障・電話線の垂れ下がり発見時など	113 0120-444-113	固定電話から 携帯電話から

**気象・防災情報を入手し
事前の準備などに生かしましょう。**

●広野町ホームページ

<https://www.town.hirono.fukushima.jp/>

広野町から、お知らせ情報、緊急情報、避難情報、避難所情報、被害情報など。



●気象庁



<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

気象庁が発表する気象情報、地震・津波情報、データ、火山、気候、環境、海洋情報など。

●福島県「福島県原子力災害に備える情報サイト」

<https://evacuation-fukushima.jp/>



原子力災害発生した場合に備え、事前に確認しておく情報や、緊急時に役立つ情報など。

●内閣府「防災情報システム」



<https://bousai-system.go.jp/index.jsp>

全国の地震・津波・気象・河川・被害状況、ライフライン情報など。



<http://kaseninf.pref.fukushima.jp>

雨量・水位状況、気象情報、水防情報、土砂災害警戒情報など。

●国土交通省「川の防災情報」

P C 版:<https://www.river.go.jp/kawabou/ipTopGaikyo.do>

スマホ版:<https://www.river.go.jp/s/xmn0105010/>

全国の水位・雨量、レーダ雨量、ダム、水質・海岸、雪、河川予報警報発表状況など。

